

令和6年第2回美郷町議会定例会

議事日程（第2号）

令和6年3月1日（金曜日）午前10時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第29号 令和6年度美郷町一般会計予算
- 第 2 議案第30号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 3 議案第31号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計予算
- 第 4 議案第32号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第33号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第34号 令和6年度美郷町水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	熊谷隆一君	2番	村田薫君
3番	鈴木正洋君	4番	藤原政春君
5番	高山茂雄君	6番	高橋邦武君
7番	深澤均君	8番	伊藤福章君
9番	高橋正和君	10番	泉美和子君
11番	深沢義一君	12番	熊谷良夫君
13番	澁谷俊二君	14番	長谷川幸子君
15番	鈴木良勝君	16番	森元淑雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	本間和彦君
総務課長	高橋穰君	企画財政課長	武田浩之君
住民生活課長	木村英彰君	福祉保健課長	高橋勉君
農政課長	中田裕克君	商工観光交流課長	今野武俊君
建設課長	高橋博和君	会計管理者兼 出納室長	飛澤史子君
農業委員会 会長	高橋正尚君	農業委員会 事務局 局長	佐々木龍悦君
教育長	栗林守君	教育推進監	青谷千里君
教育推進課長	佐々木寿人君	生涯学習課長	大澤修君
代表監査委員	高橋信雄君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	深澤文仁	庶務班長 兼議事班長	澁谷正樹
事務補助員	佐々木楓		

◎開議の宣告

○議長（森元淑雄君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第29号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第1、議案第29号 令和6年度美郷町一般会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。企画財政課長から順次説明願います。企画財政課長。

○企画財政課長（武田浩之君） 議案第29号について、ご説明します。

令和6年度一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ118億3,729万4,000円で、令和5年度と比較し2,353万7,000円、0.2%の増となっております。

はじめに、8ページ、第2表の繰越明許費についてご説明します。

8款2項除排雪機械整備事業ですが、除雪ドーザ1台及び除雪トラック2台の購入について、機械製造に要する資材等の不足により令和6年度内の納入が困難であることから、繰越明許費を設定するものです。

次に、9ページ、第3表債務負担行為についてご説明します。

美郷町中小企業振興資金融資、小口零細企業振興資金融資及び中小企業創業資金融資に係る令和6年度貸付分の利子補給並びに美郷町奨学金返還助成に係る令和6年度認定分の助成金について、それぞれ債務負担の期間と限度額を定めるものです。

次に、10ページ、第4表地方債についてご説明します。

合併特例債など6つの地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。詳細につきましては、歳入にてご説明します。

それでは、歳入から順にご説明しますので、14・15ページをお願いします。

○副町長（本間和彦君） 1款町税1項1目個人の町民税ですが、均等割は復興特別税としての500円の加算が令和5年度で終了することから、428万4,000円の減額となっておりますが、令和5年度産米概算金が上昇する一方で、高温障害等の影響による収量、品質の低下により、所得の減少

が見込まれる農業所得以外の所得は増額あるいは同額と見込まれることから、所得割は令和5年度と比較して1,182万8,000円の増額となっており、都合754万4,000円、率にして1.41%の増額となっております。

2目法人の町民税ですが、1号法人の法人数の若干の伸びを見込み、均等割は15万8,000円の増額。一方、県内の経済情勢の大きな改善が見込まれないため、法人税割を令和5年度実績見込額と同額を計上したことから425万5,000円の減額となっており、都合409万7,000円、率にして6.15%の減額となっております。

次に、2項1目固定資産税ですが、地価の下落傾向が継続していること、また、令和6年度は評価外の年であることから、家屋の評価額も減となる見込みであることなどから、令和5年度と比較して1,203万3,000円、率にして1.84%の減額となっております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金ですが、国・県からの固定資産通知書に基づき算定した結果、令和5年度と比較して4,000円、率にして0.06%の減額となっております。

次に、3項1目軽自動車税種別割ですが、車両区分ごとの台数の増減傾向を加味して算出した結果、令和5年度と比較して243万1,000円、率にして3.11%の増額となっております。

2目軽自動車税環境性能割ですが、令和5年度の実績見込みを基に推計した結果、令和5年度と比較して20万6,000円、率にして3.80%の減額となっております。

次に、4項町たばこ税ですが、喫煙人口の減少を見込み、令和5年度と比較して140万2,000円、率にして1.30%の減額となっております。

次の5項入湯税ですが、コロナが5類感染症に移行したことから、施設利用が回復し増収が期待されましたが、令和5年度実績は令和4年度実績とほぼ同様に推移していることから、令和5年度と同額となっております。

以上で、1款町税の説明を終わります。

○企画財政課長（武田浩之君）　続きまして、16・17ページの2款地方譲与税から、18・19ページの11款交通安全対策特別交付金まで、一括してご説明します。

2款地方譲与税は、過去3年分の交付実績を基に計上しております。

3款利子割交付金から8款自動車税環境性能割交付金までは、県から示された令和6年度交付見込額を基に計上しております。

9款地方特例交付金は、過去3年の交付実績を基に計上しております。

10款地方交付税ですが、国の令和6年度地方財政計画では、社会保障関係費や人件費の増加が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、子ども・子育て政策の強化など

様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に供給できるよう、出口ベースで1.7%の増としております。このことから、普通交付税につきましては、国の令和6年度地方財政の見通しを勘案し、令和5年度と比較し約1億8,700万円増の約54億6,700万円、特別交付税は同額の2億5,000万円、合わせて約57億1,700万円、3.4%の増としております。

なお、当初予算としましては、不測の財政需要や制度改正等にも対応できるよう、一定の留保に配慮し計上しております。

2款から11款までの説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、12款1項1目民生費負担金の1節高齢者福祉費負担金ですが、養護老人ホームに入所されている方の自己負担分でございます。

1目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2目教育費負担金ですが、小中学校の学校災害共済の保護者負担金で、児童生徒1人当たり500円の負担金を計上しております。

12款の説明は以上です。

○総務課長（高橋 穰君） 20ページ・21ページをお願いします。

13款1項1目1節行政財産目的外使用料ですが、役場庁舎、観光施設、公民館等の社会教育、社会体育施設に設置の自動販売機の設置料、役場庁舎にあるATMの設置料、公共的団体の事務所として貸付けしているコミュニティセンターの施設使用料、電力柱や電話柱などの土地使用料を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2目民生使用料ですが、1節こども園使用料については、他市町村在住の3歳未満児の町内こども園使用料であり、1名を見込んでおります。広域入所給付金については、他市町村児童の受入れに係る当該市町村からの給付金で、3名を見込んでおります。延長保育事業利用料につきましては、3園で延べ960時間、一時保育事業利用料は延べ144日を見込んでおります。こども園使用料、延長保育事業利用料並びに一時保育事業利用料の滞納繰越分については存置としております。2節放課後児童クラブ利用料ですが、通年の利用並びに長期休業期間の利用を合わせて、350名を見込んでおります。滞納繰越分は存置としております。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、次の3目衛生使用料1節の斎場使用料ですが、380件を見込み計上しております。次の2節の土地使用料ですが、墓地公園内の電柱土地使用料でございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 4目1節観光使用料ですが、千畑地区大台野広場、六郷地区

ふれあいの里、仙南地区雁の里山本公園の施設使用料等について、これまでの実績を基に計上しております。

○建設課長（高橋博和君） 5目1節住宅使用料の現年分ですが、入居者151世帯と駐車場132台分を計上しております。滞納繰越分は総額の1%を見込んでおります。2節道路使用料の主なものは、東北電力及びN T Tの電柱設置による占用料。3節公園使用料は存置としております。

○生涯学習課長（大澤 修君） 6目教育使用料1節社会教育使用料並びに22・23ページ上段の2節社会体育使用料ですが、社会教育施設6施設と社会体育施設8施設の使用料等について、これまでの実績を基に計上しております。

1項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、2項1目総務手数料1節戸籍手数料は、戸籍謄本・抄本、住民票、印鑑証明書等の発行手数料について、実績を基に計上しております。

○副町長（本間和彦君） 次の2節事務手数料ですが、諸証明手数料、閲覧手数料及び謄写手数料について、これまでの実績を基に計上しております。次の3節督促手数料ですが、令和5年度と同額を計上しております。

○住民生活課長（木村英彰君） 次の2目衛生手数料の1節生活環境手数料ですが、墓地公園管理手数料として127件分を、墓地永代名義変更等手数料及び墓地許可証等交付手数料は存置計上し、犬登録関係手数料では実績を基に590頭分を計上しております。次の2節清掃手数料の一般廃棄物処理業等許可申請手数料は、8業者44人分を見込んでおります。下段のごみ処理手数料は、有料ごみ袋の売上げについて実績を基に計上しております。

なお、令和6年度より、納入額は有料ごみ袋販売額から販売手数料10%相当額を差し引いた額を納入してもらう方式に改めます。このため、前年度と比較し約325万円程度減少しておりますが、歳出における販売手数料が同額減少するものでございます。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 3目1節商工手数料ですが、いずれの手数料も存置計上としております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 4目民生手数料ですが、他市町村在住の3歳未満児の町内こども園使用料に係る督促手数料であり、存置としております。

13款の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 24・25ページをお願いいたします。

14款1項1目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金ですが、保険基盤安定負担金は低所得者層を抱える国民健康保険を支援する国庫負担金で、負担割合2分の1を計上しております。そ

の下で未就学児均等割保険税負担金は、未就学児に係る均等割額の5割減額を公費により負担するもので、国の負担割合2分の1を計上しております。その下の産前産後保険税負担金は、産前産後期間の国民健康保険税の減額を公費により負担するもので、国の負担割合2分の1を計上しております。2節障害者福祉費負担金は、障害者総合支援法に基づき給付される国庫負担金分で、いずれも負担割合2分の1を計上しております。3節医療給付費負担金は、1歳未満の未熟児医療に係る国庫負担金で、国の負担割合2分の1を計上しております。4節児童手当国庫負担金は、児童手当の国庫負担分でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 5節子どものための教育・保育給付費ですが、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託に対するもので、17人分を見込んでおります。

衛生費国庫負担金につきましては、廃目となっております。

1項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きます、2項1目総務費国庫補助金の1節の社会保障税番号制度システム改修費等補助金につきましては、地方公共団体情報システム機構中間サーバー利用及びシステム改修に係る補助金で、補助率は2分の1でございます。次の個人番号カード交付事業補助金ですが、マイナンバーカード交付事務に係る補助金で、補助率は10分の10でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） その下のデジタル田園都市国家構想交付金（地方創生拠点整備）ですが、地方版総合戦略に定められた地域再生計画に基づく事業並びにそれと一体となって整備される地方創生の推進に資する施設整備等の実施に要する経費を支援するもので、子ども子育て支援拠点施設整備事業に係る経費の2分の1を見込み、計上しております。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 次の結婚新生活支援事業費補助金ですが、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻した夫婦に対し、住宅取得や引っ越し等の費用を助成するものです。婚姻時の年齢が夫婦ともに29歳以下の場合は、上限が60万円、夫婦のいずれか、または両者が30歳以上、39歳以下の場合は上限が30万円となります。補助率は3分の2です。

○住民生活課長（木村英彰君） 次の豪雪地帯安全確保緊急対策交付金は、高齢者世帯等での雪下ろしや除排雪作業を安全に実施するための支援に対する交付金で、補助率は2分の1でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 次のデジタル基盤改革支援補助金は、地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業に対する補助金で、町の健康カルテへの整備に充当するものでござ

います。

○企画財政課長（武田浩之君） その下のデジタル田園都市国家構想交付金、デジタル実装ですが、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けて、その事業の立ち上げ等に必要経費を支援するもので、行政手続のオンライン化のための電子申請システムの構築、窓口申請システムの構築、公共施設予約システムの構築及びICTを活用した学習環境の整備に係る経費の2分の1を見込み計上しております。

1目の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、2目民生費国庫補助金の1節障害者福祉費補助金ですが、訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る国庫補助金で、事業費の2分の1を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2節子ども子育て支援交付金ですが、放課後児童クラブの運営やこども園への看護師の配置、未就学園児等の一時保育や延長保育などに対するもので、補助率は3分の1です。下段の子ども・子育て支援施設整備交付金については、仙南っ子児童クラブの外壁等改修工事に対するもので、補助率は3分の1です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2節中段の出産・子育て応援交付金は、妊娠・出産届出後の面談後による応援金の支給財源となる国庫補助金で、補助率3分の2を計上しております。3節社会福祉費補助金は生活困窮者の相談支援等を実施するための費用に係る国庫補助金で、補助率4分の3を計上しております。

○建設課長（高橋博和君） 3目1節の浄化槽設置整備事業費補助金は、合併浄化槽の整備に対する国庫補助金で、補助率は補助基本額の3分の1となります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2節保健衛生費補助金のがん検診推進事業費補助金は、乳がん・子宮がん検診の事務費に係る国庫補助金で、次の感染症予防事業費等国庫補助金は、風疹抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・予防接種費用に係る国庫補助金でございます。

○建設課長（高橋博和君） 26・27ページをお願いいたします。

4目1節道路新設改良費補助金は、上段の交付金は幹線道路改良や除雪機械更新、下段の補助金は歩道整備、橋梁点検や補修などに対する交付金で、おおむね6割を見込んで計上しております。

2節住宅管理費補助金のうち、社会資本整備総合交付金は一般住宅の耐震診断と耐震改修に対する国庫補助金であり、こちらは定額補助となります。

○住民生活課長（木村英彰君） 下段の空き家対策総合支援事業費補助金は、不良住宅となってい

る危険な空き家除去に係る国庫補助で、補助率2分の1で5件分を計上しております。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 5目教育費国庫補助金、1節小学校要保護児童生徒就学援助費補助金並びに2節中学校要保護児童生徒就学援助費補助金ですが、存置としております。1節小学校特別支援教育就学奨励費補助金並びに2節中学校特別支援教育就学奨励費補助金については、特別支援学級に在籍し、支給要件を満たす児童生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に対するもので、補助率は2分の1です。1節小学校費補助金の学校施設環境改善交付金ですが、仙南小学校の大規模改修に対するものです。4節保健体育費補助金学校施設環境改善交付金ですが、北及び南学校給食センターの空調設備の改修並びに総合体育館リリオスの空調及びアリーナ照明のLED化に対するものです。

2項の説明は以上です。

○生涯学習課長（大澤 修君） すみません、1つ戻りまして、3節お願いいたします。3節社会教育費補助金ですが、埋蔵文化財発掘調査事業に係る国補助金として、石神ため池整備事業実施に伴う試掘調査及び後三年合戦関連長岡森館の試掘調査に係る事業費の2分の1を計上しております。

2項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3項1目1節総務管理費委託金の自衛官募集事務委託金ですが、広報活動など町が行う自衛官募集事務に係る委託金でございます。次の2節の中長期在留者居住地届出等事務委託金ですが、在留外国人の各種届出事務に係る委託金でございます。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2目民生費委託金の1節児童福祉費委託金は、心身に障害を有する児童を養育している保護者に支給される、特別児童扶養手当の事務費に係る国からの委託金です。

○住民生活課長（木村英彰君） 次の2節の基礎年金等事務費委託金ですが、国民年金の届出の受理等に係る委託金でございます。

以上で14款の説明を終わります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 15款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金は、上2つの保険基盤安定負担金は、国民健康保険の税軽減分が負担割合4分の3、低所得者層の支援としての保険者支援分は、負担割合4分の1、3つ目の後期高齢者医療は、税軽減分で負担割合4分の3でそれぞれ計上しております。民生児童委員協議会負担金は、民生児童委員協議会事業に対する県からの負担金で、その下の未就学児均等割保険税負担金は、未就学児に係る均等割額の5

割減額を公費により負担するもので、県の負担割合4分の1を計上しております。一番下の産前産後保険税負担金は、産前産後期間の国民健康保険税の減額を公費により負担するもので、県の負担割合4分の1を計上しております。2節障害者福祉費負担金は、障害者総合支援法に基づき給付されるもので、県負担分4分の1を計上しております。

28・29ページをお願いいたします。

3節医療給付費負担金は、1歳未満の未熟児医療に係る県負担金で、負担割合は4分の1です。4節児童手当県負担金は、児童手当の県負担分でございます。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 5節子どものための教育・保育給付費ですが、町外の認定こども園等へ入所する児童の保育業務委託に対するもので、17人分を見込んでおります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 6節児童保護措置費県負担金は、18歳未満の子供を養育している女性が子供と一緒に生活できる児童福祉施設の入所に要する費用の県負担金でございます。

その下の教育費県負担金は廃目です。

○企画財政課長（武田浩之君） 2項1目1節生活バス路線維持費補助金ですが、乗合路線バス運行に対する県補助金で、令和5年度実績を基に計上しております。その下の乗合タクシー運行費補助金は、乗合タクシー運行に対する県補助金で、2人以上が乗車する運行が対象となり、補助率2分の1で約1,000便を見込み、計上しております。

1目の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2目民生費県補助金の1節障害者福祉費補助金の地域生活支援事業費補助金は、訪問入浴や日中一時支援など障害者の支援事業に係る県補助金で、補助割合は4分の1です。2つ目のすこやか療育支援事業費補助金は、児童発達支援サービスの利用に係る県補助金で、補助割合は2分の1です。2節高齢者福祉費補助金は、老人クラブ事業及び連合会への県補助金です。その下の介護施設開設準備経費等支援事業費補助金は、町内で地域密着型サービス等を提供する事業所の整備に係る県の補助金で、町を通じ交付するもので、町の負担はございません。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3節児童福祉費補助金ですが、すこやか子育て支援事業費補助金については、こども園使用料の無償化措置をしておりますが、本来、保護者よりご負担いただく園使用料等に係る県の補助金です。放課後児童健全育成事業費補助金については、放課後児童クラブの管理運営に対するものです。市町村子ども・子育て支援事業費補助金については、乳児への家庭訪問や子育て包括支援センターの運営などに対するものです。地域子ども・子育て支援事業費補助金については、こども園への看護師配置や一時保育に対するものです。子育てファミ

リー支援事業補助金については、第3子以降の乳幼児の予防接種やおむつなどへの購入助成に対する補助金です。施設型給付費地方単独費用補助金については、町外の認定こども園に入所する教育認定児童の業務委託に対するものです。下段の放課後児童クラブ整備費補助金ですが、仙南っ子児童クラブの外壁等改修工事に対するもので、補助率は3分の1です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 3節下段の出産・子育て応援事業費補助金は、県補助分6分の1を計上しております。その下の秋田出産おめでとう給付金事業費補助金は、出生届出後の子育て家庭に対し、県からの給付金で、子供1人当たり2万円、85人分を計上しております。4節医療給付費補助金は福祉医療費に対する県制度分の補助金で、補助割合2分の1でございます。

3目衛生費県補助金の1節保健衛生総務費補助金は、31ページ上段までありまして、妊婦健診、歯科健診、各種がん検診、がん患者医療用補正具、自殺対策事業等健康づくり、健康増進に係る事業への補助金でございます。

○建設課長（高橋博和君） 2節環境衛生費補助金、上段、浄化槽設置整備事業費補助金は、先ほど説明いたしました国補助金に対応する県補助です。

○農政課長（中田裕克君） 次の県民参加の森づくり事業費補助金ですが、七滝水の森植樹事業に係る県補助金で、上限額は100万円でございます。

○農業委員会事務局長（佐々木龍悦君） 次の4目農林水産業費、県補助金の農業委員会費補助金ですが、1行目、農業委員会交付金は、農業委員会事務局職員の人件費に対する交付金でございます。2行目、機構集積支援事業費補助金は、農業委員及び職員の資質向上を図るための研修等に参加するための経費に対する補助金でございます。3行目、農地利用最適化交付金は、国の補助で導入したタブレット端末に係る経費に対する交付金でございます。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、2節農業振興費補助金ですが、主なものとしまして、上段の経営所得安定対策等推進事業費補助金ですが、町地域農業再生協議会が実施する経営所得安定対策事業の事務費等の経費に対する県補助金で、補助率は10分の10でございます。1つ飛ばしまして、夢ある園芸産地創造事業費補助金ですが、複合型生産構造への転換に向けた取組を強化するため、施設・機械等の導入を支援する県補助金で、補助率は3分の1でございます。次の産地パワーアップ土づくり事業費補助金ですが、堆肥の実証的な活用による土づくりの取組を支援する県補助金で、上限額は10アール当たり3万円以内でございます。次の鳥獣被害防止総合対策交付金ですが、熊等の鳥獣被害を防止するための取組を支援する県交付金で、上限額は300万円でございます。2つ飛ばしまして、機構集積協力金交付事業費補助金ですが、農地中間管理機構を通じて農地を貸付けした場合に、集積を行った地域に対し交付される県補助金で、補助率は10分

の10でございます。1つ飛ばしまして、新規就農者育成対策事業費補助金ですが、就農直後の経営確立に必要な資金のほか、機械・施設等の導入も併せて総合的に支援する県補助金で、補助率は経営開始資金が10分の10、機械導入費等は4分の3でございます。下段の夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金ですが、牛の増頭やスマート農業推進のための機械等の導入を支援する県補助金で、補助率は3分の1、または定額補助でございます。

続きまして、3節農村整備費補助金ですが、主なものとしまして、2段目の多面的機能支払交付金ですが、地域協働で行う多面的機能を支える活動等に対し、中段の中山間地域等直接支払交付金は中山間地域の将来に向けて維持する活動等を支援する国・県の交付金で、いずれも補助率4分の3でございます。下段の基盤整備促進事業費補助金ですが、令和7年度事業採択予定の大坂・善知鳥地区の実施計画策定に対する県補助金で、補助率は2分の1でございます。

続きまして、4節林業費補助金ですが、主なものとしまして、上段の森林病虫害等防除対策事業費補助金ですが、松くい虫やナラ枯れ等防除対策のための経費に対する県補助金で、補助率は4分の3でございます。1つ飛ばしまして、安全・安心な森整備事業費補助金ですが、熊被害防止対策として、当該地域の下刈り等による緩衝帯の整備を支援する県補助金で、補助率は10分の10でございます。下段の流域育成林整備事業費補助金ですが、林道七滝山線整備に対する補助金で、補助率は国・県合わせて55%でございます。

4目の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和君） 5目1節の木造住宅耐震改修事業費補助金は、先ほど説明いたしました住宅の耐震関連の国補助金に対応する県補助です。

5目の説明は以上です。

○生涯学習課長（大澤 修君） 6目1節社会教育費補助金ですが、埋蔵文化財発掘調査事業に係る県補助金として、試掘調査に係る事業費の10分の1を計上しております。次の学校・家庭・地域連携総合推進事業補助金は、みさぼーとによる学校活動への地域住民ボランティアのコーディネート経費に係る補助金で3分の2を計上しております。

6目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） すみません、1つ戻っていただきまして、2節地域ぐるみ学校安全体制整備推進事業補助金については、スクールガードリーダーの活動に対する補助金です。

6目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 7目1節移住支援事業費補助金ですが、首都圏からの移住者に対し、国・県が連携し支援金を支給する制度で、1世帯に100万円、子供がいる場合は1人当た

り100万円を加算して補助する制度となっております。件数は一世帯分と合わせ、子供加算を2人分計上しており、補助率は4分の3となっております。

2項の説明は以上です。

○総務課長（高橋 穰君） 32・33ページをお願いします。

3項1目1節県広報誌類配布委託金ですが、県政だより及び県議会だよりの配布に対する委託金です。

○住民生活課長（木村英彰君） 次の人権啓発活動地方委託金ですが、人権擁護委員と町内3小学校で取り組んでいただいている、人権の花運動に係る委託金でございます。

○副町長（本間和彦君） 次の2節税務総務費委託金ですが、県民税の徴収事務に関わる委託金で、令和6年度の納税義務者の見込数を基に算定し計上しております。

○住民生活課長（木村英彰君） 次の3節の人口流動調査交付金は、転入転出などの調査に対する交付金で、下段の人口動態調査交付金は、出生、婚姻、死亡等の調査に対する交付金でございます。

○企画財政課長（武田浩之君） 次の4節統計調査費委託金ですが、学校基本調査、経済センサス調査、農林業センサス調査及び国勢調査調査区設定に対する委託金を計上しております。

○総務課長（高橋 穰君） 次の5節選挙費委託金は秋田県知事選挙の委託金です。次の6節総務費権限移譲推進交付金から2目1節、3目1節、4目1節、5目1節、6目2節、7目1節、8目1節については、県からの権限移譲による交付金です。

○建設課長（高橋博和君） 6目土木費委託金1節の冬期除雪作業委託金ですが、県道の3路線、車道約13キロ、歩道約3キロを町が除雪する予定となっております、これに対するものとなります。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、34・35ページ、16款1項1目1節土地建物貸付収入ですが、土地分として、千畑工業団地、旧学校、旧中央行政センター及び電柱、電話柱用地などの貸付け38件分です。建物分としては、旧南行政センターのATM貸付分を計上しております。

○企画財政課長（武田浩之君） 2目利子及び配当金ですが、14の基金の利子分を計上しております。

5行目の配当金ですが、県南環境保全センター等の配当金を計上しております。

2目の説明は以上です。

○総務課長（高橋 穰君） 次の2項1目1節不動産売払収入ですが、土地及び建物については存置計上で、立木売払収入については、仏沢地区の町有林の搬出間伐1,265立米分を計上しております。

○生涯学習課長（大澤 修君） 2目物品売払収入ですが、広報縮刷版や町史、大小島真木図録、オリジナル絵本等の売払い収入となります。なお、美郷オリジナル絵本は令和6年3月20日に出版記念会を行い、学友館などの公共施設のほか、道の駅や町内書店などでの販売を予定しております。また、令和6年4月に町内在住または在園等の3歳児から小学2年生までの幼児、児童に無償配布することとしております。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 3目1節生産物売払収入ですが、ラベンダーまつり期間中のラベンダー摘み取り料などにつきまして、これまでの実績を基に計上しております。

16款の説明は以上です。

○総務課長（高橋 穰君） 続きまして、17款1項1目1節一般寄付金ですが、一般寄付金につきましては存置計上しております。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 次のラベンダー育成協力金はラベンダー育成のため、ラベンダー畑で寄せられる寄附金となっております。これまでの実績を基に計上しております。

○企画財政課長（武田浩之君） 2目指定寄付金ですが、ふるさと美郷応援寄付金は、令和5年度の実績を基に計上しております。

36・37ページをお願いします。

18款1項基金繰入金ですが、1目公共施設整備基金繰入金は、子ども子育て支援拠点施設、温泉施設、公営住宅及び小学校等の環境整備に充当するため、繰り入れるものです。

2目ふるさと美郷子ども育成基金繰入金は、児童生徒の教育の充実に関する授業や、新たに在宅子育て支援給付金事業などに充当するため、繰り入れるものです。3目薬用植物栽培推進基金繰入金は、薬用植物栽培推進事業に充当するため繰り入れるものです。4目佐々木毅「鴻鵠の志」育成基金繰入金は、子どもの感性・創造力育成事業に充当するため繰り入れるものです。5目森林環境保全基金繰入金は、森林等防除対策事業に充当するため繰り入れるものです。6目振興基金繰入金は、地域振興に資するソフト事業に充当するため繰り入れるものです。7目一般廃棄物最終処分場基金繰入金は、最終処分場の維持管理費に充当するため繰り入れるものです。

18款の説明は以上です。

19款繰越金ですが、過去3年間の決算状況を基に計上しております。

19款の説明は以上です。

○副町長（本間和彦君） 続きまして、20款1項1目延滞金ですが、令和5年度と同額を計上しております。

次の2節過料ですが、存置計上としております。

○企画財政課長（武田浩之君） 38・39ページをお願いします。

2項1目町預金利子ですが、令和5年度の預金利率等を考慮し計上しております。

2項の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3項1目奨学資金貸付金元金収入ですが、70人分を計上しております。滞納繰越分については、納付誓約書等により毎月納付している方の分などを見込み計上しております。

1目の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 2目1節中小企業振興貸付金元利収入ですが、貸付金の基となる預託金の元金収入を計上しております。

2目の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 3目障害者住宅整備資金貸付金元利収入の1節元金は1名分を、利子は存置計上しております。その下の高齢者住宅整備資金貸付金元利収入は廃目です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、4項1目総務費受託事業収入1節の交通災害等共済加入受託収入ですが、交通災害共済の受託事務に係るもので、1,500件の加入を見込んでおります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 2目民生費受託事業収入の1節は、保険者である大曲仙北広域市町村圏組合から介護保険事業等に要する費用分の収入でございます。

○農業委員会事務局長（佐々木龍悦君） 次の3目1節農林水産業費受託事業収入ですが、1行目、農業者年金基金業務受託収入は、農業者年金事業に関する各種届出の受付事務等に係る独立行政法人農業者年金基金からの受託収入でございます。2行目、特例事業等業務受託収入は、農地中間管理機構を介した農地売買の業務取扱いに係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入でございます。3行目、農地中間管理事業業務受託収入ですが、農地中間管理事業の事務手続等に係る公益社団法人秋田県農業公社からの受託収入でございます。

○総務課長（高橋 稔君） 次の5項1目の1節違約金2節延滞利息は存置計上です。

1目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 2目給食事業収入ですが、学校給食費受入金については、児童703人、生徒377人、教職員等151名を見込み計上しており、学校給食費滞納繰越分については、納付誓約書等により毎月納付している方の分などを見込み、計上しております。一時保育分給食代についてはこれまでの実績を基に計上しており、一時保育分給食代滞納繰越分については、存置としております。

40・41ページをお願いします。

こども園職員等給食代については170人分、こども園給食費受入金については広域受入れ児童3人分を見込み、計上しております。こども園給食費受入金滞納繰越分については存置としております。

2目の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、3目過年度収入の1節国庫支出金過年度収入は、存置計上としております。

○総務課長（高橋 稔君） 次に、4目1節雑入ですが、400万円以上の額の大きなものを説明します。

総務課関係では、中段、搬出間伐事業補助金ですが、仏沢地区の間伐事業に対する仙北東森林組合からの補助金です。

○企画財政課長（武田浩之君） 次に、企画財政課関係ですが、中段以降に秋田県市町村振興協会交付金673万2,000円と助成金539万4,000円を計上しております。これは市町村振興協会の宝くじの収益金を活用し、市町村を支援する目的で交付されるものです。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 次に、福祉保健課関係ですが、下段の後期高齢者医療制度特別対策補助金は、インフルエンザ予防接種事業等に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの補助金です。その下の介護予防サービス計画作成費収入は、介護予防プラン作成費用として秋田県国民健康保険団体連合会から支払われるものです。その下の総合健診料は自己負担分を計上しております。1つ置いて、後期高齢者健診事業補助金は、後期高齢者の健診に係る秋田県後期高齢者医療広域連合からの補助金です。

42・43ページをお願いいたします。

上から5つ目の介護予防ケアマネジメント作成費収入は、介護予防日常生活支援総合事業利用者のケアプランを作成する費用が、秋田県国民健康保険団体連合会から支給されるものです。1つ置いて、保健事業と介護予防の一体的な実施に係る委託料は、高齢者の介護予防、フレイル予防のための保健事業等について、秋田県後期高齢者医療広域連合から委託を受けるものでございます。

4目の説明は以上です。

○副町長（本間和彦君） 次の5目弁償金ですが、存置計上としております。

以上で20款の説明を終わります。

○企画財政課長（武田浩之君） 次に、21款町債についてご説明します。1項1目総務債の1節生

活交通対策事業債は、予約制乗合タクシー運行事業に充当するものです。2節移住・定住推進事業債は、美郷暮らし促進奨励事業に充当するものです。

44・45ページをお願いします。

3節公共施設整備事業債は役場第2庁舎外壁等改修事業及び住民活動センター空調設備改修事業に充当するものです。

次に、2目民生債の1節高齢者福祉対策事業債は、ふれあい安心電話事業及び軽度生活援助事業に充当するものです。2節子育て支援事業債は、子どもの医療費助成事業に充当するものです。3節障害者福祉対策事業債は、透析通院者支援事業に充当するものです。

次に、3目土木債の1節道路新設改良事業債のうち、合併特例債は、社会資本整備総合交付金事業の道路整備事業、歩道整備事業及び除雪機械購入事業に、過疎対策事業債は橋梁長寿命化事業、幹線道路整備事業及び緊急車両普通路線改良事業に、緊急自然災害防止対策事業債は、道路維持管理事業にそれぞれ充当するものです。2節水質環境対策事業債は、合併浄化槽水質環境保全事業に充当するものです。3節住環境整備事業債は、住宅リフォーム緊急支援事業に充当するものです。4節河川工事債のうち、緊急しゅんせつ推進事業債は河川しゅんせつ事業に、緊急自然災害防止対策事業債は、河川改修事業にそれぞれ充当するものです。

次に、4目消防債の1節消防施設整備事業債のうち、過疎対策事業債は、消防車両更新事業に係る大曲仙北広域市町村圏組合への負担金に、緊急防災・減災事業債は出動車両運用管理装置改修事業に係る同組合への負担金に、それぞれ充当するものです。2節災害対策事業債は、危険空き家解体事業に充当するものです。

次に、5目教育債の1節教育施設整備事業債のうち、合併特例債は、仙南小学校大規模改修事業に、過疎対策事業債は、北学校給食センター空調設備改修事業及び総合体育館空調設備改修事業に、脱炭素化推進事業債は、公民館照明LED化事業に、それぞれ充当するものです。2節教育支援事業債は、国際教育推進事業に充当するものです。

次に、6目農林水産業債の1節農村整備事業債は、圃場整備事業に充当するものです。2節公有林整備事業債は、林道七滝山線整備事業に充当するものです。3節畜産施設整備事業債は、堆肥センター整備事業に係る秋田県農業公社への負担金に充当するものです。4節農業振興事業債は、作物転換総合支援事業及び循環型農業士づくり応援事業等に充当するものです。5節畜産振興事業債は、優良牛飼育奨励事業及び家畜自衛防疫事業に充当するものです。

次に、7目衛生債の1節保健衛生施設整備事業債は、新南部斎場建設事業及び新中央し尿処理センター建設事業に係る大曲仙北広域市町村圏組合への負担金に充当するものです。2節家庭用

井戸等整備事業債は、家庭用飲用井戸等整備事業に充当するものです。

次に、8目商工債の1節商工業振興事業債は、起業者総合支援事業に充当するものです。

なお、町債につきましては、償還時に交付税措置率の高いものを優先しており、令和6年度の町債合計額は11億4,130万円で、令和5年度と比較しましてマイナス2億130万円、15%の減となっておりますが、歳出予算の公債費の償還元金が約9億7,000万円に対し、約1億7,000万円ほど上回っております。そのため、令和5年度の補正予算におきまして、令和5年度に繰入れを予定しておりました減債基金5億円のうち3億円の繰入れを取りやめし、令和6年度中における繰上げ償還元金の財源に充当することとし、引き続きプライマリーバランスの黒字化に利用してまいりたいと思います。

歳入の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前10時53分）

（午前11時03分）

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○総務課長（高橋 穰君） それでは、歳出をご説明します。

はじめに、人件費についてご説明します。

人件費の概要については、176ページからの給与費明細書に記載しておりますので、ご覧願います。

特別職として、町長、副町長、教育長、町議会議員、その他の特別職884人分並びに会計年度任用職員277人を含む一般職478人分の報酬、給料、職員手当及び共済費をそれぞれ計上しております。

176ページ、特別職ですが、町長、副町長、教育長及び議会議員については、前年度との比較で1万4,000円の減額となっております。支給率改定に伴い期末手当が104万円ほど増加しましたが、議員の共済給付金負担率が下がったことにより、合計で若干の減となるものです。また、その他の特別職については、報酬が327万5,000円増となっておりますが、農林業センサス実施の年で、統計調査員増に伴う報酬の増が主なものです。特別職のトータルでは324万3,000円の増額です。

177ページをご覧願います。

次に、2、一般職ですが、前年度との比較では合計で4,977万2,000円の増額となっております。

内訳としては、アの会計年度任用職員以外、いわゆる正職員分が給与改定及び昇給により給料が約790万円の増、職員手当が約66万円の減、共済費が約99万円の減、合計で624万3,000円の増となっております。職員手当の内訳は1つ下の表のとおりで、支給率改定に伴う期末手当、勤勉手当の増減や、退職手当に係る負担金の減などが主なものです。

イの会計年度任用職員分は改定による報酬や給料の増と、それに伴う共済費の増などにより、合計で4,352万9,000円の増となっております。職員手当の内訳は一番下の表で、コロナ禍における臨時的に支給していた保育士等に対する手当を、令和5年12月分から支給停止したことによる特殊勤務手当の減、支給率改定による期末手当の減、令和6年度から支給が始まる勤勉手当の増が主なものです。

人件費の概要は以上ですので、以降、款項目の人件費の説明は省略させていただきます。

それでは、人件費以外の歳出について、順次ご説明いたします。

48・49ページをお願いします。

1款1項1目議会費ですが、議員報酬、議員活動、議会運営に関する経費が主なものです。

中段の8節費用弁償ですが、議会議員の議会出席、議会運営に係る会議等への出席に対する旅費相当分として、令和6年度から新たに支給するものです。

続きまして、2目議会広報費ですが、みさと議会だより及び議会日程などを周知するための、「みさと議会だよりお知らせ版」をそれぞれ4回発行し、町内全世帯、事業所及び関係機関などへ配布を予定し、これに係る経費を計上しております。また、次のページ、18節には議会広報常任委員会委員による研修への補助金を計上しております。

1款の説明は以上です。

次に、2款1項1目一般管理費ですが、54・55ページまでです。

文書管理や庁舎管理をはじめとする通常業務遂行に要する経費のほか、職員の能力向上のための研修費や厚生関係の経費などを計上しております。

主なものでは、職員能力向上事業として、役職・階層に応じた研修や政策テーマ別の研修などの経費を8節、12節、18節に合計で約200万円計上しております。

54・55ページをお願いします。

14節工事請負費ですが、役場第2庁舎の外壁の全面改修と本庁舎1階屋上、特別会議室の南側部分ですが、屋上防水シートの張り替え補修工事を予定しております。17節備品購入費は年次計

画で更新している事務用椅子25脚の購入費です。

続きまして、2目行政推進費ですが、54・55ページ下段から58・59ページ中段までです。

総務課関係では、合併20周年記念事業として、11月2日に開催予定の記念式典、連携企業代表とのパネルディスカッション、祝賀会の経費、広報縮刷版、美郷大使との対談冊子、記念音楽CD及び記念品、それぞれの作成に係る経費、合計約790万円を計上しております。

また、行政区の機能強化に要する経費やコミュニティセンターの管理事業として、施設管理費のほか、14節工事請負費にはコミュニティセンター6施設の駐車場区画線設置工事、金沢コミュニティセンターの体育館屋根改修、金沢西根コミュニティセンターの駐車場舗装工事及び引込電柱設備の改修工事に係る経費を計上しております。

企画財政課関係では、交通施策事業として乗合タクシー運行に関する経費や路線バス維持対策費のほか、飯詰駅舎の管理費を計上しております。地域コミュニティ推進事業として行政区及びボランティア団体等が行う特色ある事業に対する活力ある地域づくり事業費補助金や地域の集会施設整備などの地域活動拠点整備事業費補助金を計上しております。共同参画のまちづくり事業として、住民活動センターの指定管理に要する経費や空調設備改修工事費、男女共同参画の推進に要する経費などを計上しております。

出会い・結婚支援事業として、秋田結婚支援センターへの入会登録料の助成金や、出会い創出イベントの開催補助金、また、商工観光交流課関係では、新婚生活の住宅取得に対する助成を行う結婚新生活支援助成金を計上しております。

農政課関係では、美郷フェスタ開催経費を計上しております。

続きまして、58・59ページ、文書広報費ですが、広報みさと及び広報みさとお知らせ版の発行経費、町ホームページ及び町公式フェイスブックの管理経費、ご意見はがき、町政お気づきモニターに要する経費が主なものです。

○会計管理者兼出納室長（飛澤史子君） 続きまして、4目会計管理費でございますが、58ページ下段から61ページ上段までとなります。

会計事務全般に関わる経費として10節、11節、13節を計上しており、10節はファイルなどの消耗品費及び口座振替依頼書等の印刷製本費、11節は金融機関へのデータ送信や振込に係る手数料、13節は窓口での現金納付の利便性向上のためのセルフレジ導入による機器借上料でございます。

4目の説明は以上です。

○総務課長（高橋 穰君） 次に、5目財産管理費ですが、町有施設、土地などの普通財産の管

理、公用車及び町有バス等の維持管理、松・杉並木の管理、町有林の管理などに係る経費を計上しております。

主なものとして、12節、ページ一番下、町有林保育事業委託料として仏沢地区の約14ヘクタール分の搬出間伐の経費を計上しております。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 62・63ページをお願いします。

6目企画費ですが、総務課関係では、美郷大使の来町に関する経費、名刺作成経費等として、7節、8節、10節、11節に関連予算を計上しております。

企画財政課関係では、ふるさと納税の推進に要する経費として、7節、10節、11節、12節に関連予算を計上しております。7節では報償金に返礼品に要する経費としまして1,225万円を、10節では消耗品費に展示品サンプルとして3万円を、64・65ページをお願いします。11節では手数料にふるさと納税ポータルサイトへの手数料として367万5,000円を計上しております。12節ですが、ふるさと納税管理システム保守業務委託料として、ふるさと納税ポータルサイトからの寄附者や返礼品等の情報を一元管理するシステム保守料として計上をしております。また、3行下にふるさと納税支援業務委託料として、返礼品発送業務、寄附金管理業務等に係る委託料を計上しております。

また、地域おこし協力隊に要する経費としまして、8節、10節、13節、18節に関連予算を計上しております。

62・63ページにお戻り願います。

8節では、普通旅費に初任者研修や東京で開催される移住相談会に参加するための旅費として30万円を計上しております。10節では、消耗品費に作業服等の消耗品費として4万7,000円を計上しているほか、リース車両の1年分のガソリン代として燃料費に14万6,000円を計上しております。

64・65ページをお願いします。

13節では車両借上料に1年分の年間リース料を計上しております。18節の1行目、地域おこし協力隊研修会負担金は、初任者研修の負担金となっております。下から2行目、地域おこし協力隊住宅支援補助金は家賃に係る補助金で、1か月当たり2万7,000円が上限となっております。

商工観光交流課関係ですが、美郷暮らしサポート事業、ふるさと会事業、地域間交流推進事業、連携企業交流推進事業に要する経費が主なものとなっております。

また、1つお戻りいただきまして、62・63ページをお願いします。

7節報償費では、移住体験事業や連携企業との地域貢献事業の受入れに対する謝礼のほか、ふ

るさと会への提供品や、東京都大田区をはじめとした自治体交流に係る協賛品等に要する経費を計上しております。

8節旅費から、また64・65ページをお願いします。13節使用料及び賃借料まで、移住相談会の費用のほか、日本航空との連携事業や自治体交流等に係る経費を計上しております。17節にございますロールアップバナースタンドですが、これは首都圏での移住相談会や県外での物産販売イベントの際、ブースにおける町のPRとしまして、特に第一印象のインパクトと分かりやすさ向上のため、高さ180センチメートルと140センチメートルの巻き上げ式のバナー及びそれらとセットになりますスタンドを、各1組ずつ製作する費用となっております。

18節負担金、補助及び交付金の主なものといたしまして、上から5行目、美郷暮らし促進奨励金につきましては、新・増築40件、リフォーム25件、合計65件分を計上し、定住・移住への支援を継続してまいります。次の移住体験事業補助金ですが、移住体験ツアーの参加者1人当たり3万円を上限とするとともに、1世帯平均3人と見込みまして、3世帯分を計上しております。参加者のニーズを聴き取り、オーダーメイドできめ細かく対応することにより、移住の流れが加速するよう取り組んでまいります。次の移住支援事業費補助金ですが、国の制度として首都圏からの移住者に対しまして、単身者には60万円、2人以上の世帯には100万円、さらに子供がいる場合は1人当たり100万円を加算して移住支援金を支給するものとなっております。件数は一世帯分、子供加算2人分を計上しております。なお、県を通じまして、4分の3が町に補助されるものとなっております。次の空き家等活用移住定住促進事業補助金ですが、空き家等を有効活用し定住・移住につなげることを目的とした分譲用宅地整備、分譲住宅建設及び賃貸住宅の建設に対する補助金として計上しております。次の空き家バンク成約奨励金ですが、空き家バンクへの登録並びに利活用促進を目的として、登録物件の成約に際し、物件の登録者に対して成約奨励金を交付するものとなっております。金額は1件当たり5万円として、5件分を計上しております。最後の行に記載のふるさと会補助金ですが、秋田・美郷町ふるさと会の運営を支援するための補助金で、会員数に応じて交付額を設定しているものとなっております。

6目の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 続きまして、7目電子計算費ですが、66・67ページ中段まででございます。本目では、デジタル化推進に係る経費、電算システムの安定稼働のための管理経費、庁舎コピー機利用に係る経費、町所有のイントラネットケーブルの維持管理費などを計上しております。12節の2行目、電算機器類設定委託料ですが、行政手続のオンライン化を実現するための電子申請システム構築に係る経費、六郷、仙南出張所及び各こども園事務室内の業務用L G W

AN回線の無線LAN構築に係る経費、クラウド型ソフトウェア導入のための環境整備に関する経費等を計上しております。その下の自治体DX推進業務委託料は、DX推進アドバイザー外部委託に係る経費となります。13節の3行目、電算機器借上料ですが、ネットワーク機器、仮想サーバー及び事務用パソコン等のリース料を計上しております。

66・67ページをお願いします。

13節の2行目の電算システム使用料ですが、電子システム、電子申請システム利用料、公式LINE利用料、及びキャッシュレス端末POSシステム利用料等を計上しております。14節はイントラネット光ファイバーケーブル支障移転等に係る工事費や、IP電話等の移設に係るLAN工事費となっております。17節ですが、ウェブ会議用パソコン及びプリンター5台のほか、更新用ネットワークハードディスクの購入費を計上しております。18節はマイナンバー関連システムを管理する地方公共団体情報システム機構への中間サーバー利用負担金、秋田県情報セキュリティクラウドに対する利用負担金、電子決済システム導入経費を含む秋田県町村電算システム共同事業組合への負担金などを計上しております。

7目の説明は以上です。

○**住民生活課長（木村英彰君）** 続きまして、8目交通安全対策費ですが、交通安全の啓蒙指導、交通安全施設の整備、チャイルドシートの購入補助などを実施してまいります。7節の報償金は交通指導隊員16名分の年報酬及び出勤手当を計上しております。10節の修繕料では、カーブミラーなど安全施設の修繕を見込むほか、14節ではカーブミラー2基の新規設置工事費を計上しております。また、18節では関係団体への負担金及び補助金のほか、チャイルドシート購入補助金では30件分を見込み計上しております。

続いて、9目防犯対策費ですが、犯罪や事故のない明るい社会づくりのための防犯活動や防犯灯の整備などを実施してまいります。7節報償費では、防犯指導隊員6人分の年報酬及び出勤手当を計上しております。10節の光熱水費では防犯灯2,873基分の電気料、次の修繕料ではLED灯具への更新を予定しております。14節では、防犯灯10基分の設置工事費を計上しております。

次のページ、68・69ページをお願いいたします。

18節では、関係団体への補助金を計上しております。次の10目諸費ですが、秋田県防衛協会への会費及び町自衛隊家族会への補助金を計上しております。

○**福祉保健課長（高橋 勉君）** 続きまして、11目豪雪地帯安全確保事業費の12節雪下ろし等支援事業委託料は、在宅の独り暮らし高齢者等に対する雪下ろし等の援助を図るため、町が事業者へ作業を委託し費用負担の軽減を行うものです。

1 項の説明は以上です。

○副町長（本間和彦君） 続きまして、2 項徴税費 1 目税務総務費ですが、税務一般に係る事務経費を計上しております。

次の70・71ページ上段までの2 目賦課徴収費ですが、町税の賦課徴収に係る経費として、納税通知書や封筒の印刷費や電算システム保守委託料、固定資産の標準値評価委託料などを計上してございます。

以上で、2 項徴税費の説明を終わります。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3 項戸籍住民基本台帳費を説明いたします。人権擁護、戸籍謄本・抄本、住民票、印鑑証明書、マイナンバーカードの発行等に要する経費及びこれらに使用する機器の保守費用が主なものでございます。10 節需用費は、人権擁護委員と町内3 小学校で取り組んでいただいている人権の花運動に要する花の苗、土、肥料等を計上しております。12 節の個人番号カード申請促進事業委託料は、令和4 年10 月より大型ショッピングセンターに常時窓口を開設しており、令和6 年度も継続したく、1 年間分の予算を計上しております。次の窓口申請支援システム導入業務委託料では、美郷町DX 推進基本計画（案）に基づき、転入・転出などの住民票異動届や住民票などの発行において、「書かない窓口」を目指しており、11 月からの運用開始を予定しております。

次のページ、72・73 ページをお願いします。

17 節備品購入費では、住民基本台帳ネットワークシステム機器を更新するものでございます。18 節の上から3 段目、地方公共団体情報システム機構負担金は、住民票等のコンビニ交付等に係る負担金でございます。

以上で3 項の説明を終わります。

○総務課長（高橋 穰君） 4 項 1 目選挙管理委員会費ですが、選挙管理委員及び選挙管理委員会に関する経費です。2 目選挙啓発費は、明るい選挙推進協議会委員の活動報酬です。3 目秋田県知事選挙費ですが、令和7 年4 月に予定している同選挙の令和6 年度に係る経費を計上しております。4 節美郷町長選挙は、11 月に予定されている美郷町長選挙の執行経費であります。

次のページをお願いします。

4 項の一番下、秋田県議会議員一般選挙費は廃目となります。

4 項の説明は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 5 項統計調査費ですが、1 目統計調査総務費は統計功労者表彰時の額の購入費等を計上しております。

2目基幹統計費ですが、令和6年度は5年に一度の農林業センサスをはじめとする各統計調査を実施する経費を計上しております。

5項の説明は以上です。

○総務課長（高橋 穰君） 次に、6項1目監査委員費ですが、監査委員報酬をはじめ費用弁償等、監査に要する経費を計上しております。

2款の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、3款1項1目社会福祉総務費ですが、79ページ下段までとなります。生活困窮者対策、献血事業及び民生児童委員等社会福祉に関わる各種団体への補助が主なものでございます。

79ページをお願いいたします。

行旅人を含む身寄りのない人の死亡時の対応として、7節の報償金に供養料、12節に葬祭関係業務委託料、13節の施設使用料に斎場使用料を計上しております。

続きまして、2目障害者福祉費は78ページ下段から81ページ下段までとなっております。多くが障害者総合支援法に基づく事業に係るもので、日常生活用具の給付や補装具の給付、介護給付訓練等、給付費における障害福祉サービスが主なものでございます。81ページ下段の19節介護給付訓練等給付費は、生活、介護や共同生活援護等に係るもので、負担割合は国2分の1、県4分の1となっております。

続きまして、3目高齢者福祉費は、80ページ下段から85ページ中段までとなっております。介護予防・日常生活など総合事業及び認知施策推進大綱に沿った事業に係るもので、特に介護予防対策の充実を図るものが主なものでございます。83ページの12節中段、生きがい活動支援通所事業委託料は、要支援や要介護等として判定されていない高齢者に対するデイサービス事業で、通いの場の提供による介護予防に向けた取組です。85ページ上段の18節小規模介護施設等整備事業費補助金は、町内に地域密着型サービス等を提供する事業所を整備する事業所に対する県の補助で、町を介して支給するものです。19節福祉サービス利用料助成金は、町内に住所を有する65歳以上の方に、はり・きゅう・マッサージ施術費、温泉施設利用料、バス・タクシー運賃を助成するもので、健康増進や生活行動を支援し健康長寿を図ってまいります。

続きまして、4目医療給付費は、国民健康保険、後期高齢者医療及び福祉医療等に関して一般会計で負担する費用を計上しております。

2項1目児童福祉総務費は、84ページ下段から87ページ下段までとなっております。87ページ上段の7節出生祝金は町からの祝金で、1人につき5万円を85人分計上しております。12節の設

計管理委託料は、子ども子育て支援拠点施設整備の新築工事に係る実施設計業務委託料で、1つ置いて、子育て短期支援事業委託料は児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等において一定期間養育する事業となります。14節の子ども子育て支援拠点施設駐車場整備工事は、中央体育館東側の旧テニスコートを駐車場に整備するもので、その下の中央体育館機械室解体及びトイレ等改修工事は、子ども子育て支援拠点施設の用地として整備するためのものがございます。18節の出産応援金及び子育て応援金は、国の事業で、出産応援金は、妊婦1人につき5万円を妊娠届出による妊婦との面談後に支給するもので、子育て応援金は、出産後、乳児家庭訪問時の面談後、出生児1人につき5万円を支給するものです。それぞれ85人分を計上しており、負担割合は国3分の2、県6分の1、町6分の1となります。その下の秋田出産おめでとう給付金は、出生届出後の子育て家庭に対し県から市町村を通じて支給されるもので、子供1人につき2万円を85人分計上しております。その下の在宅子育て支援給付金は、在宅で育児している保護者に対し経済的負担軽減を図るため、児童1人当たり月額5,000円を支給するもので、79人分を計上しております。このほか、子供の遊び場の開催や、子供会が行う事業に対する助成が主なものがございます。

2目ひとり親家庭福祉費は、独り親家庭への支援として小中学校卒業予定者45人に送るお祝い記念品に係る費用を計上しております。

2目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目児童福祉施設費ですが、本目では町内24か所の児童遊園地の管理や認定こども園の管理運営に係る経費を計上しております。

はじめに、こども園の園児数ですが、453人を見込んでおります。

88・89ページをお願いします。

3節特殊勤務手当ですが、こども園の正職員の育児休業等への対応のため会計年度任用職員を担任とした際の手当で、3人分を計上しております。12節施設管理委託料ですが、児童遊園地の管理に係る自治会への委託料です。

90・91ページをお願いします。

中段の保育業務委託料ですが、本町の児童が町外の認定こども園等に入所する場合の委託料で、17人分を計上しております。給食業務委託料については、こども園の給食調理に係る一般社団法人美郷町学校給食協会への委託料です。14節工事請負費ですが、六郷わくわく園のふれあい広場へのエアコン設置や氷蓄熱ユニットのセンサー交換、千畑なかよし園の乳児ほふく室や仙南すこやか園の保育室の床塗装などのほか、仙南地区の下前郷児童遊園地に砂場等を整備する予算

を計上しております。17節こども園備品については、千畑なかよし園に除雪機を購入するほか、各園の椅子やテーブルなどの更新予算を計上しております。給食用備品については、千畑なかよし園の調理器具用消毒保管庫、六郷わくわく園の食器洗浄機並びに仙南すこやか園の多機能加熱調理機器などの更新、購入予算を計上しております。

92・93ページをお願いします。

4 目子育て支援費ですが、本目では放課後児童クラブの管理運営や子育て支援事業に係る経費を計上しております。はじめに、放課後児童クラブの利用者ですが、通年利用並びに長期休業期間のみの利用を合わせて350名を見込んでおります。12節設計監理委託料ですが、仙南っ子児童クラブの外壁改修に係る設計業務並びに工事管理業務の委託料です。放課後児童クラブ支援業務委託料については、長期休業期間に不足する支援員を確保するため、シルバー人材センターへの派遣委託です。こども計画策定支援業務委託料については、国のこども大綱等を踏まえた美郷町こども計画の策定に係る支援委託です。14節工事請負費ですが、仙南っ子児童クラブの外壁改修や吹き抜け窓の遮熱フィルムの設置予算を計上しております。17節放課後児童クラブ備品ですが、千畑めだか児童クラブのランドセル棚の購入や、六郷わくわく児童クラブの下足棚等の購入予算を計上しております。19節扶助費ですが、子育てのための施設等利用給付費については、3歳以上の児童が認可外保育施設等を利用する場合の費用を給付するもので、1人分を計上しております。すこやか子育て支援事業助成については、広域入所者の保育料等を助成するもので、17人分を計上しております。子育てファミリー支援事業助成については、第3子以降のお子さんが生まれた家庭を対象に、予防接種やおむつの購入などに対し年間1万5,000円を上限に助成するもので、80人分を計上しております。

4 目の説明は以上です。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、5目児童措置費は95ページ上段までとなっております。児童福祉施設入所に要する費用や児童手当に要する費用でございます。

2 項の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きまして、3項災害救助費ですが、火災、暴風などの被害に遭われ、住宅が半壊以上した世帯に対し、災害罹災者見舞金を支給するため計上しております。

以上で3款の説明を終わります。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 続きまして、4款1項1目保健衛生総務費は94ページから99ページ中段までとなります。保健センターの管理費、セルフケア推進事業、心の健康づくり、少子化対策助成等に係る費用を計上しております。

97ページ中段の12節産後ケア施設利用委託料は、産後の心身の負担軽減を図るための出産後の母子のケア、育児のサポート等を行う産後ケア施設の通所利用料を支援するものでございます。

98・99ページ中段をお願いいたします。

2目予防費は101ページ上段までとなります。妊婦健診、乳幼児健診、がん検診及び各種予防接種に係る費用を計上しております。予防接種につきましては、引き続き50歳以上の帯状疱疹予防接種と幼児のおたふく風邪予防接種について、接種費用の2分の1程度の軽減を図るための関係予算を12節及び18節に計上しております。101ページ上段の低所得妊婦初回産科受診料助成金は、妊娠期における経済的な負担を軽減するため、低所得世帯の妊婦を対象に初回の産科受診料の2分の1を支給するものです。

2目の説明は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君）　続きまして、3目環境衛生費ですが、水環境保全、狂犬病対策、不法投棄監視、墓地公園の管理、斎場負担金等の予算を計上しております。7節報償費ですが、不法投棄の監視や防止活動を行う不法投棄監視人、7人分の報酬を計上しております。12節委託料の欄の一番下、犬の登録及び狂犬病予防注射済証交付業務委託料ですが、獣医師会所属病院にこれを委託することで、飼い主が役場への届出を提出する必要がなくなり、利便性の向上が図られるものです。18節の大曲仙北広域市町村圏組合斎場費負担金は利用人数に応じて負担するもので、斎場運営費負担金として1,516万6,000円、新南部斎場建設費負担金として8,863万1,000円、北部斎場改修費負担金7万円分を計上しております。なお、新南部斎場につきましては、5月10日から新斎場供用開始、9月30日竣工を予定しております。次の段、斎場使用料負担金ですが380件分を計上しております。

次のページ、102、103ページをお願いいたします。

2項1目清掃費ですが、家庭ごみの収集運搬、処理及び処分に関する費用が主なものでございます。令和6年度では、家庭用プラスチックごみを資源として分別回収循環実証実験を昨年度に引き続き2か月間、大仙市、大曲仙北広域市町村圏組合と連携して実施することとし、令和7年度の本格実施の予定でございます。10節需用費の印刷製本費では、この実証実験に係る周知用チラシの作成及び粗大ごみ収集券の印刷を行うものです。12節のごみ収集業務委託料は、町内各集落のごみ集積所からの収集運搬業務のほか、古紙・雑誌類の収集運搬業務等の経費を計上しております。また、有料ごみ袋作成業務委託料では、例年作成している可燃ごみ袋等のほか、プラスチックごみの分別回収循環実証実験用袋の作成も予定しております。18節の大曲仙北広域市町村圏組合廃棄物処理費負担金は、収集されたごみ及びし尿等の処理に係る負担金が1億7,746万

5,000円、新中央し尿処理センター建設費負担金分として3億905万1,000円、計4億8,651万6,000円を計上しております。新中央し尿処理センターにつきましては、令和6年度内に竣工、令和7年度供用開始の予定です。

以上で2項の説明を終わります。

○建設課長（高橋博和君） 3項1目水道費ですが、18節は本堂城回簡易水道組合が実施する水質検査に対する補助金、27節は水道事業会計への繰出金となります。

4款の説明は以上です。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 5款1項1目労働諸費ですが、104・105ページまで記載がございます。町技能功労者表彰に要する経費としまして、1節、7節、10節に計上しているもののほか、104・105ページをお願いします。12節のうち筆耕委託料を計上してございます。18節では関係団体への負担金のほか、下から2行目、職業訓練等支援事業補助金及び次の資格取得サポート事業補助金では、求職者や町内事業者の人材育成を支援する経費を計上しております。

次の2目雇用対策費18節の2行目、雇用促進支援金ですが、町内の雇用環境の維持と経済活動の活性化を図るため、町内の拠点に新たに町民を雇用した町内事業者への支援金を計上しております。

5款の説明は以上です。

○農業委員会事務局長（佐々木龍悦君） 続きまして、6款1項1目農業委員会費ですが、農業委員会の事務に要する経費を計上してございます。1節報酬は農業委員17名の報酬を、8節旅費は主に農地中間管理機構の機構集積支援事業による委員及び職員の資質向上を図るための各種研修等に参加するための経費を計上してございます。

106ページ、107ページをお願いいたします。

11節役務費及び13節使用料及び賃借料にはタブレット端末に係るシステム経費を、18節負担金、補助及び交付金には秋田県農業会議等関係機関への負担金を計上してございます。

1目の説明は以上です。

○農政課長（中田裕克君） 続きまして、2目農業総務費ですが、7節から12節につきましては、農政課で管理する公用車の維持管理費や圃場の湛水管理状況の巡視などの関連予算を計上しております。

続きまして、3目農業振興費ですが、110・111ページ中段までで、経営所得安定対策、6次産業化、有害鳥獣等駆除、生薬生産力強化、土づくりなどの農業振興関連事業予算を計上しております。1節報酬ですが、鳥獣被害対策実施隊隊員30名、鳥獣被害対策協議会委員2名、農業振興

地域整備促進協議会委員10名分でございます。

108・109ページをお願いします。

7節報償金ですが、美郷ブランド作物の美郷雪華、セリ、レンコンの作付を推進するための品目ごとの栽培勉強会及びサキホコレの堆肥施用効果実証試験のための講師謝礼を、8節費用弁償は、歳入でご説明いたしました鳥獣被害防止総合対策交付金の歳出予算で、有害鳥獣駆除等のための鳥獣被害対策実施隊員の出役に対するもので、延べ750回分を、10節需用費は鳥獣被害対策に必要な消耗品、餌代及び熊捕獲用箱わなの修繕等でございます。12節下段の緩衝帯整備業務委託料は、歳入でご説明しました安全・安心な森整備事業費補助金の歳出予算で、千畑サン・アール、西側及びラベンダー園北側の緩衝帯整備で5.47ヘクタールを計画しております。18節は各種農業関係団体への負担金補助のほか、経営体育成等の支援に係る補助金等でございます。主なものとしましては、中段の経営所得安定対策等推進事業補助金ですが、歳入でご説明しました歳出予算で町地域農業再生協議会に対する事務費補助金でございます。下から3段目の6次産業化支援事業補助金ですが、農産物加工による商品開発や漬物等加工設備の購入及び施設改修、首都圏をはじめとする県外での販促活動等へ支援する町事業で、補助率は2分の1から3分の2以内、上限額は15万円から50万円で、6件分を見込んでおります。

110・111ページをお願いいたします。

上から4段目の鳥獣被害防止対策支援事業補助金ですが、鳥獣被害防止対策のための電気柵等の設置を支援する町事業で、令和6年度からの新規事業でございます。補助率は出荷野菜圃場への設置は2分の1以内、自家野菜圃場への設置は4分の1以内で、10件分を見込んでおります。

1つ飛ばしまして、生産力強化支援事業補助金ですが、歳入でご説明いたしました、夢ある園芸産地創造事業費補助金の歳出予算で、補助率は県・町合わせて2分の1以内、8件分を見込んでおります。

次の作物転換総合支援事業補助金ですが、経営の複合化と、美郷推進作物や美郷ブランド作物の産地化を推進するため、推奨作物の拡大面積や新規作付面積のほか、種苗費や機械導入費などを総合的に支援する町事業です。面積助成は10アール当たり4万円から8万円以内、種苗助成は補助率2分の1、上限額は10万円から50万円、機械導入及びハウス助成は補助率2分の1、上限額はいずれも50万円で、新規分延べ31件、継続分12件分を見込んでおります。

1つ飛ばしまして、産地パワーアップ土づくり事業補助金ですが、歳入でご説明いたしました歳出予算で、散布面積は約130ヘクタール、堆肥散布量は約1,470トンで、13件分を計画しております。

次のサキホコレ作付応援事業補助金ですが、サキホコレの作付拡大を推進するため、生産者が負担する県のプロモーション経費に対し支援する町事業で、補助率は堆肥センターの堆肥の施用の有無に応じて、2分の1から4分の1以内、作付面積は300ヘクタールを見込んでおります。

続きまして、4目担い手対策費ですが、担い手及び新規就農者、法人育成のための関連予算を計上しております。7節報償金ですが、人・農地プラン検討会委員延べ16名分でございます。18節は各種団体や協議会への補助金のほか、機構集積協力金、新規就農者への補助、法人育成のための補助金でございます。

主なものとしまして、上から5段目の営農継続支援事業補助金ですが、生産力の強化や営農継続に必要な機械・施設等の導入を支援する町事業です。補助率は、認定農業者が6分の1以内、その他の農業者は2分の1以内、上限額は50万円で15件分を見込んでおります。

次の機構集積協力金ですが、歳入でご説明いたしました歳出予算で、対象は圃場整備地区の金沢及び大坂・善知鳥地区の地域集積協力金で、112ヘクタールを見込んでおります。

下から4段目の新規就農者育成総合対策事業補助金ですが、歳入でご説明いたしました歳出予算で、継続2名、新規1名分を見込んでおります。

○**商工観光交流課長（今野武俊君）** 112・113ページをお願いします。

5目農業振興施設管理費ですが、道の駅をはじめとした6施設の運営に係る経費を計上しております。10節から13節までは、各施設の維持管理及び設備に関する経費として計上しております。13節のシステム使用料ですが、道の駅みさとに設置をいたしましたEV充電器の決済システムに対する年間使用料となっております。18節では、道の駅連絡会など関連団体に対する負担金や会費を計上しております。

5目の説明は以上です。

○**農政課長（中田裕克君）** 続きまして、6目畜産業費ですが、町の畜産振興を推進するための事業費全般と町堆肥センター及びアクティセンターの運営、維持管理等の関連予算を計上しております。7節報償金ですが、大仙・仙北・美郷畜産共進会の出品褒賞、10節修繕料は堆肥センター及びアクティセンターの修繕料、12節上段のアクティセンター管理委託料は、指定管理料でございます。

114・115ページをお願いします。

上段の剥製業務委託料及び次の剥製用ケース等製作委託料ですが、畑屋ウサギの保存、継承のための剥製業務及び展示用ケースと紹介パネルの作成業務でございます。18節は畜産関連団体への負担金や補助金で、主なものとしまして中段の畜産環境総合整備事業負担金ですが、県農業公

社によるアクティセンターのストックマネジメント事業への負担金で、令和6年度は老朽化したロータリーキルンの修繕等で、町の負担は国補助事業費の2分の1、県補助事業費の4分の3でございます。

下段の夢ある畜産経営ステップアップ支援事業補助金ですが、歳入でご説明しました歳出予算で、増頭肉用牛8頭、機械導入1件でございます。

続きまして、7目農村整備費ですが、圃場整備支援、土地改良事業団体への補助、日本型直接支払事業のほか、農村公園の管理に要する関連経費を計上しております。10節及び11節は主に農村公園等の管理に係る経常経費を、12節は農村公園等の管理委託料が主なもので、上段の施設管理委託料は、公園2か所、農村公園26か所の管理業務委託料でございます。下段の基盤整備関連計画等作成業務委託料ですが、歳入でご説明しました基盤整備促進事業費補助金の歳出予算で、大坂・善知鳥地区の地形図作成業務等でございます。18節は、圃場整備事業をはじめとする土地改良事業への負担金や関連団体への負担金が主なものでございます。

117・118ページをお願いいたします。

上から2段目の経営基盤整備事業費負担金ですが、金沢、畑屋中央、鑓田南谷地、明田地野際、太田南部、5地区の基盤整備事業に対する町負担金で、負担率は10%でございます。2つ飛ばしまして、経営事業費負担金及び水利施設管理強化事業費補助金ですが、かんがい排水事業やため池整備、農業水利施設の長寿命化等の整備事業に対する町負担金で、負担率は5%から25%でございます。次の情報通信環境整備対策事業費負担金ですが、ICTを活用し、農業水利施設やため池、農業、農村インフラの管理の省力化を図るとともに、スマート農業の導入に必要な情報通信環境整備に対する町負担金です。受益範囲は大仙市、美郷町、仙北市の一部で、負担率は13%でございます。下段の多面的機能支払交付金ですが、先ほど歳入でご説明いたしました歳出予算で20組織、その下の中山間地域等直接支払交付金は、3組織で活動を予定しております。補助率はいずれも国、県、町合わせて10分の10でございます。27節農業集落排水事業特別会計繰出金ですが、事業債の償還などのために繰り出すものでございます。

続きまして、2項1目林業費ですが、水源涵養の充実、林道整備、森林等防除対策に要する経費を計上しております。主なものとしまして、12節上段の測量調査委託料及び設計管理委託料ですが、林道七滝山線の設計資料作成業務及び現場技術管理業務でございます。下から2段目の森林病虫害等防除委託料ですが、歳入でご説明いたしました森林病虫害等防除対策事業費補助金の歳出予算で、主なものとしまして松くい虫防除のための地上散布9.35ヘクタールを計画しております。下段の森林経営管理業務委託料ですが、森林管理制度に基づき、今後の森林経営管理につ

いて森林所有者の意向調査や経営管理権の集積計画の策定業務を委託するもので、意向調査は約84ヘクタール、集積計画は約100ヘクタールを計画しております。14節林道整備工事ですが、林道七滝山線の開削工事費で、令和6年度は300メートルを計画しております。18節は緑の募金協力団体への助成金のほか、森林関係団体及び県への負担金が主なものでございます。

118・119ページをお願いします。

中段の森林情報デジタル化推進事業費負担金ですが、森林境界の明確化と森林資源状況の把握などのため、県が事業主体となって民有林を対象に、市町村と共同で航空レーザー計測を実施するための負担金です。事業期間は令和6年から9年までの4か年、県内6市町での負担となり、負担率は県20%、市町80%でございます。次の林業トップランナー養成研修補助金ですが、県の林業大学校での研修に対し、年間受講料相当額を補助するもので、2名分を見込んでおります。

6款の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） 説明途中ですが、ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午後0時02分)

(午後1時00分)

○議長（森元淑雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

説明を続行してください。

○商工観光交流課長（今野武俊君） 118・119ページをお願いします。

7款1項1目商工総務費の主なものですが、ふるさと大使関連経費のほか、ふるさと手作りCM大賞への参加に当たり、12節に作品制作業務委託料を、18節に参加負担金を計上しております。13節の内容ですが、秋田空港情報コーナーへのポスター・パンフレット設置に係る設置使用料となっております。

120・121ページをお願いします。

2目商工振興費ですが、7節から13節までは、美郷うりこめ推進事業での首都圏等への販売促進に要する経費、美郷ブランド開発販売促進事業でのアンケートや講習会等に要する経費、首都圏での企業立地セミナー等に要する経費を計上しております。12節の物品輸送業務委託料ですが、これは東京都大田区との交流事業に必要な商品や備品の輸送に要する経費で、2回分を計上しております。

18節の主なものですが、6行目から9行目までは、商工会の事業に対する補助金となっております。6行目の商工会経営改善普及事業費補助金は、人件費等について県と連動して補助を行う

ものとなっております。次の商工会・商工業総合振興事業費補助金では、国の補助事業を補完するための調査費用も対象とするほか、物価高騰の影響にも配慮し、円滑な事業実施を支援してまいります。4行下の空き店舗等活用家賃支援事業補助金では、9事業者に対する家賃補助について計上しております。

122・123ページをお願いします。

1行目の中小企業振興資金保証料補給等補助金ですが、町の融資資産制度では、2年間、2分の1を補給することとして計上をしております。次の20節では、中小企業振興資金預託金として、金融機関3行へ預託するため、1億3,000万円を計上しております。

続きまして、3目観光費でございます。1節では滞在型観光推進事業に係る地域資源活用協議会の委員報酬、7節ではSNSや民泊に関する講習会等の謝金を計上しております。8節では、県主催の東京におけるオール秋田旅行エージェンツ商談会や、モンベルフレンドフェアへの参加旅費のほか、ラベンダーまつりと観光二次交通に係る首都圏PR旅費などを計上しております。10節では、各種消耗品や観光パンフレットの印刷製本費のほか、公衆トイレ等の光熱水費、観光施設や看板の修繕料などを計上しております。11節では、ラベンダーまつりやかまくら行事等の観光イベントへの広告料、ラベンダーまつり及び観光二次交通に係る首都圏や東北の主要なJR各駅へのポスター掲載に係る広告料のほか、町のキャラクター「美郷のミズモ」の商標権更新に係る手数料などを計上しております。

12節ですが、主なものとしたしましては、トイレパークや大台野広場、名水市場湧太郎をはじめとする観光施設の管理に要するもののほか、上から9行目、登山道案内標柱等製作委託料では、七滝山に5本の標柱設置と看板1か所の張り替えに必要な経費を計上しております。

124・125ページをお願いします。

上から3行目の観光振興業務委託料は、観光情報センターの管理運営をはじめ、観光情報の発信や観光案内等に関する委託業務に要する経費を計上しております。

ラベンダーまつりの開催・運営に必要な経費といたしましては、1つお戻りいただきまして、122・123ページをお願いします。12節では8行目の看板作成業務委託料、またお戻りいただきまして、124・125ページをお願いします。4行目から駐車場整理委託料、次の臨時駐車場仮設作業委託料、次の大型テント設置委託料などを計上しております。

4行下の誘客推進事業委託料ですが、登山関連設備の運搬業務のほか、ラベンダーまつりの県外観光客を主なターゲットとした、観光二次交通の推進に必要な費用及び日本航空が運営します観光コンテンツ発信ツールOn Trip JALによる、情報発信に必要な費用を計上しており

ます。

14節工事請負費の1行目、名水市場湧太郎施設改修等工事ですが、建物東側の外壁補修に要する費用でございます。次の大台野広場施設改修等工事ですが、老朽化しているロープウエー遊具やベンチの改修工事を行うものです。

17節備品購入費の1行目、カヌー、カヤックですが、1人乗りのカヤックを3艇、2人乗りを2艇、3人乗りのカヌーを1艇、購入する費用を計上しております。仏沢ため池をフィールドとし、アウトドアアクティビティーによる滞在型観光の推進を強化してまいります。

126・127ページをお願いします。

18節ですが、広域観光に係る協議会等への負担金をはじめ、各種観光イベントの参加負担金、イベント等開催補助金、温泉運営費補助金を計上しております。なお、温泉運営費補助金につきましては、人件費や物価の上昇が続く中、運営経費がかかり増しとなっている状況を踏まえ、金額を見直ししております。

続きまして、4目温泉施設費ですが、町で負担する町内3温泉の管理経費を計上しております。11節通信運搬費は、千畑温泉の源泉に係る警報装置の年間回線料でございます。

14節ですが、各温泉の改修等に要する費用を計上しております。主な内容ですが、千畑温泉では炉材の交換、六郷温泉ではコテージ5棟のドアの改修、仙南温泉ではろ過タンクの更新、街路灯の設備更新などを行う予定としております。17節備品購入費ですが、3温泉の主なものとしたしまして、千畑温泉ではコイン式業務用ランドリーの更新、客室冷蔵庫の更新、六郷温泉では芝刈り機及び除雪機の更新、仙南温泉では源泉ポンプが老朽していることを踏まえ、予備ポンプの購入を行います。

7款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和君） 8款土木費1項1目土木総務費は、128・129ページと併せて説明をいたします。建設課の人件費のほか、地下水対策経費であります。報酬には、直営の除雪オペレーター23人分の報酬などを計上しております。地下水対策としては、地下水の水位計や涵養池5か所の維持管理経費を計上しております。14節の涵養口撤去工事は、六郷地区野中地内にある水路に隣接した小規模のもので、平成初期に現在の涵養池のための実験的施設として設けられたものの一部ですが、原状復帰の上で地権者に返還するものです。また、水道給水区域外での家庭用飲用井戸等整備に対する補助について、20件分を見込んで計上しております。

128・129ページ、2項1目道路橋梁総務費ですが、次の130・131ページと併せて説明をいたします。道路と橋梁に関する総合的な経費となります。道路整備等に伴う台帳補正業務委託や、各

種道路関係団体への負担金などを計上しております。

130・131ページをお願いいたします。

2目道路維持費ですが、132、133ページと併せて説明いたします。道路の補修や除排雪に要する経費となります。除排雪の過去の実績等を踏まえ、一斉除雪を5時間相当として25回換算で計上しているほか、排雪作業や秋の事前準備作業などの費用、チェーンや凍結防止剤、スノーポールなどの購入、除雪機械などの整備修繕費用、道路附帯設備の修繕費用、中央通り線消雪用井戸の洗浄などの費用を計上しております。備品購入費では除雪トラック2台及び除雪ドーザ1台を更新予定としており、財源として社会資本整備総合交付金を見込んでおります。こちらは年度内の納入が見込めないため、繰越し明許費としております。維持補修の工事や委託では、路面の白線表示などの補修などの各種工事、通行や見通しの支障となる街路樹の枝の剪定費用などを計上しております。

132・133ページ、3目道路新設改良費ですが、町内の良好な道路機能を確保するため、道路の新設や改良を行う経費となります。各種工事のほか、調査費などを計上しており、事業費が300万円以上の予定の箇所につきましては、別途お配りしております主要事業位置図に記載しております。なお、交付金を財源とする路線は、交付額の決定により事業費などに変動がありますことを申し添えます。

3項1目河川総務費ですが、次の134・135ページと併せて説明をいたします。町管理河川を適正に維持管理するための経費となります。準用河川について、河道整正や護岸の改修工事などを予定しているほか、河川管理業務委託料として各地域の自治会・団体に対して堤防の草刈り等の委託経費を計上しております。また、各種河川関連団体への負担金や流雪溝の水利に関する負担金を計上しております。

134・135ページ、4項1目都市計画総務費ですが、都市計画事業に関する経費で、審議会の開催などに必要な経費及び関連団体への負担金を計上しております。12節都市計画基礎調査業務委託料は、都市計画法第6条に基づく基礎調査で、大曲都市計画区域が大仙市と一体であるため、秋田県、大仙市とともに実施するものです。

2目都市公園費ですが、都市公園、特定地区公園、その他美郷町公園設置条例記載の公園について適正に維持管理するための経費となります。主なものとして、管理業務を各地域の自治会・団体に対して委託を予定しているほか、遊具の安全点検、遊具などの一般的な修繕を計上しております。

136・137ページ、5項1目下水道費ですが、下水道事業特別会計への繰出金のほか、浄化槽設

置補助金を55件、合併浄化槽の法定水質検査を実施した方々に対する水質環境保全補助を、1,790件見込んで計上をしております。

6項1目住宅管理費ですが、公営住宅についての維持管理費用のほか、住宅家屋の耐震診断や耐震改修に対する補助、リフォーム補助などの経費となります。主なものとして、公営住宅の維持管理補修経費と各種改修工事などのほか、歳入でも説明いたしました交付金事業を活用した住宅家屋の耐震診断が5件、耐震改修補助は、1件を見込んで計上しております。また、住宅リフォーム補助は、80件を見込んで計上をしております。

8款は以上です。

○住民生活課長（木村英彰君） 続きます、9款1項消防費1目常備消防費ですが、大曲仙北広域市町村圏組合に対する消防費負担金でございます。消防職員は293名で、前年度と変わりありません。消防ポンプ自動車2台、高規格救急自動車1台等を更新するほか、出動車両運用管理装置改修が予定されております。

2目非常備消防費ですが、消防団活動に要する費用を計上しております。1節の消防団員報酬では、年報酬360人分を計上しております。

次のページ、138・139ページをお願いいたします。

消防団員の出動報酬は、火災を含む災害、捜索、警戒活動等、延べ4,000人分を計上しております。10節の消耗品費は、新入団員活動費や消防訓練大会、消耗品等を計上しております。12節の火災等対応作業委託料は、火災が発生した際、早期鎮火のために建物解体が必要と判断された場合の作業委託費用を計上しております。

続いて、3目水防費ですが、水防警戒及び水防出動などの事態に備えるための経費及び土のう袋などの防災用消耗品に係る経費等を計上しております。

続いて、次の4目災害対策費ですが、防災に係る経費を計上しております。10節の消耗品費は防災備蓄品の購入費用、光熱水費は防災行政無線の電気料でございます。

次のページ、140・141ページをお願いいたします。

12節の設備保守点検委託料は、防災行政無線、親局、中継局、子局、130基の保守点検費用、FMラジオ業務委託料は、緊急告知FMラジオ放送に係る費用を計上しております。14節の防災行政無線設備交換工事は、バッテリー等の定期消耗品交換工事でございます。18節の危険空き家等解体費補助金は、関連条例の一部改正及び要綱を見直し、空き家の適正管理と利活用を推進するものとし、解体については12件分を計上しております。

続きます、5目消防施設費ですが、消火栓、防火水槽、消防ポンプ積載車等、消防施設の設

置及び維持管理費に要する費用でございます。7節ではポンプ庫、消火栓、防火水槽などの除雪作業に対する報償金を、10節需用費では消火栓標識、ポンプ、ポンプ積載車及びポンプ庫等に係る経費を計上しております。18節では千畑中央地区配水管布設工事に併せ、消火栓3基を更新するための負担金を計上しております。

以上で9款の説明を終わります。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 142・143ページをお願いします。

10款教育費についてご説明いたします。

1項1目教育委員会費ですが、教育委員の報酬が主なものです。

2目事務局費ですが、7節報償金には美郷町教育を考える会の講師謝礼や、部活動の地域移行協議会委員の報償など、10節印刷製本費には、家庭教育10か条カレンダーやいじめ防止リーフレットの印刷代などの経費を計上しております。

144・145ページをお願いします。

12節委託料には、教職員のストレスチェックの実施委託、18節負担金、補助及び交付金には関係団体の負担金並びに六郷高等学校教育振興会などに対する補助金を計上しております。

3目教育助成費ですが、7節報償金については「鴻鵠の志」育成基金を活用した小学校6年生並びに中学生を対象とした講演会の講師謝礼や、小中学校への楽器指導者派遣に係る謝礼など、賞賜金については、小学校や中学校に入学する児童生徒を対象とした1人3万円の入学祝い金などの予算を計上しております。8節普通旅費ですが、タイ王国との中学生訪問交流に係る随員職員の旅費です。10節消耗品ですが、新聞活用教育推進に係る新聞代やスクールバスのタイヤ購入費などが主なものです。12節委託料ですが、運行管理業務委託料については、夏季のスクールバス15台、冬季16台の運行、外国語指導助手派遣業務委託料については外国語指導助手3名分の予算を計上しております。

146・147ページをお願いします。

上段の校務支援システム導入作業委託料には、県教育委員会が教職員の校務の効率化並びに統一化を図るために、導入を進めている支援システムの構築作業委託を、ICT支援業務委託料には、小中学校のICT活用に係る支援業務予算を計上しております。電算機器類設定委託料は、小学校のタブレット端末へのフィルタリングソフトの設定業務です。タイ王国中学生交流事業支援業務委託料には、タイ訪問の際の旅客手続や来町時の交流支援に係る委託を、タイ王国交流サポート業務委託料には、タイ王国との連絡調整や現地での交流支援に係る業務予算を計上しております。13節使用料及び賃借料ですが、デジタル教科書クラウド配信使用料については、小学校

5・6年生の算数並びに中学生の数学の配信使用料です。入場料については、小学校5・6年生並びに中学生を対象とした本物講座に係る演劇鑑賞料です。タブレット端末フィルタリングソフトライセンス使用料については、中学生のタブレット端末の管理のためのライセンス使用料です。電算システム使用料については、授業でのタブレットや電子黒板を活用した一斉学習や個別学習、共同学習に使用する授業支援ソフトの使用料です。14節こども園防犯カメラ設置等工事ですが、小中学校等の不審者対策の強化のため年次計画で整備している防犯カメラで、こども園敷地内に4台整備するとともに、千畑なかよし園の門扉改修予算を計上しております。18節奨学金返還助成金については、これまで認定した11名並びに申請予定の4名分、タイ王国中学生交流事業補助金については、訪問・交流参加生徒12人分の予算を計上しております。19節就学援助費ですが、要保護・準要保護児童生徒76名分を見込み計上しております。特別支援教育就学奨励費については、小中学校の特別支援学級に在籍している支給要件を満たす児童生徒の保護者に対して、学用品や通学用品の購入費、給食費や修学旅行費などを就学奨励金として新たに支給するもので、38名分を見込み計上しております。支給額については、基準額の全額を交付する就学援助費に対して、2分の1の支給となります。20節奨学資金貸付金ですが、継続貸付け7名を含む20名分を計上しております。

2項1目学校管理費ですが、本目では小学校の学校保健、施設管理並びに学校環境整備に係る予算を計上しております。

はじめに、小学校の在籍児童数ですが、703人を予定しております。

1節報酬ですが、小学校の学校医、歯科医並びに薬剤師などの報酬です。

148・149ページをお願いします。

12節委託料の中段、設計監理委託料ですが、仙南小学校の大規模改修に係る設計管理業務です。

150・151ページをお願いします。

13節事務機器借上料ですが、教職員用ノートパソコン72台分のリース料です。14節工事請負費ですが、千畑小学校の網戸の設置や六郷小学校の高架水槽の更新、仙南小学校の外壁や暖房設備、サッシなどの改修並びに照明器具のLED化に係る大規模改修予算を計上しております。17節学校備品ですが、六郷小学校の聴力や視力の検査機、並びに千畑小学校の薬品戸棚などの購入予算です。

2目教育振興費ですが、本目では小学校児童の学習並びに運動会や学習発表会などの学校行事に係る予算を計上しております。10節消耗品費ですが、授業等の教材や保健衛生用品、学校行事

に係る予算が主なものです。13節事務機器借上料ですが、コピー機や印刷機器、大判プリンター等のリース料です。18節児童派遣費等補助金ですが、各種競技大会やコンクール等への出場経費に対する補助金を計上しております。

152・153ページをお願いします。

3項1目学校管理費ですが、本目では中学校の学校保健、施設管理並びに学校環境整備に係る予算を計上しております。

はじめに、在籍生徒数ですが、377人を予定しております。

1節報酬ですが、中学校の学校医、歯科医並びに薬剤師などの報酬です。12節の中段、設計管理委託料ですが、中学校体育館のLED化に係る実施設計業務です。

154・155ページをお願いします。

13節事務機器借上料ですが、教職員用ノートパソコン34台のリース料です。14節工事請負費ですが、南棟1階の多目的室へのエアコン設置予算などを計上しております。

2目教育振興費ですが、中学校生徒の学習並びに体育祭や学校祭などの学校行事に係る予算が主なものです。10節消耗品費ですが、授業等の教材や保健衛生用品、学校行事に係る消耗品です。13節事務機器借上料ですが、コピー機や印刷機器、大判プリンター等のリース料です。18節生徒派遣費等補助金ですが、各種競技大会やコンクール等への出場経費に対する補助金を計上しております。

3項の説明は以上です。

○生涯学習課長（大澤 修君） 4項1目社会教育総務費ですが、154ページから159ページ上段までとなります。本目では家庭教育や少年教育、生涯学習講座や美郷カレッジいきいき大学の開催など各種講座や学習等に要する経費のほか、芸術文化事業として各種コンサートや学友館特別展などの開催、わら細工文化交流などの実施などに係る予算を計上しております。

156・157ページをお願いいたします。

生涯学習講座関連では、DX推進に伴い行政サービスについてもスマートフォンの活用がますます期待され、また情報格差を解消するためにも、新たにスマートフォン基礎教室を行うこととし、関連予算を計上しております。芸術文化推進事業では、学友館の特別展として町オリジナル絵本、永田 萌氏の挿絵等原画展のほか、町所蔵品展として小西正太郎氏作品展、仙北地域展を予定しております。また、シンボル絵画の学友館常設展示も計画しております。野外芸術空間創出事業につきましては、令和5年度に検討委員会を開催し、第1期基本計画を策定いたしました。第1期基本計画では、設置場所を中央公園エリア、計画期間を6か年、設置目標基数を7基

程度としております。令和6年度当初予算においては、初回1期制作に向けて検討委員会が推薦する制作候補者から、制作者を選ぶためのプロポーザル経費を7節報奨金等に計上しております。また、広域財団法人三井住友海上文化財団との共同による、地域住民のためのコンサート開催に要する経費として、ポスター、リーフレット、チケットなどを10節印刷製本費、新聞広告費を11節広告料に計上しております。また、本目ではデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、社会教育施設及び社会体育施設等の公共施設予約システムの導入に係る経費につきまして、12節委託料の電算保守委託料並びに5行目の公共施設予約システム構築業務委託料に計上しております。

2目図書館費ですが、158ページから161ページ上段までとなります。本目は、図書館の管理運営に要する経費が主なものですが、読書推進事業として、読書フェスタや手作り絵本教室の開催、乳児健診の際に絵本を贈るブックスタート事業などの予算を計上しております。

3目文化財保護費ですが、本目では歳入でも説明いたしました発掘調査事業として、試掘調査に係る経費、町指定文化財の適切な維持保存に要する経費が主なものであります。なお、令和6年度においては、旧郷土資料館、わら細工資料館敷地内の樹木剪定等を行い、景観向上と安全性確保に努めることとし、関連予算を計上しております。

4目社会教育施設費ですが、160ページ下段から165ページ上段までとなります。本目は、公民館、学友館、北・中央及び南ふれあい館並びに歴史民俗資料館等の社会教育施設の管理運営に要する経費が主なものでございます。

162・163ページをお願いします。

令和6年度に実施する施設工事関連ですが、公民館照明LED化工事を行うこととし、設計管理費及び工事費を計上しております。備品購入関連では、公民館で管理しております簡単テントの天幕が老朽化しておりますので、年次計画で更新する予算を計上しております。

5項1目保健体育総務費ですが、164ページから167ページまでとなります。スポーツ振興に要する経費と企業連携事業としまして、ヨネックス株式会社によるバドミントン教室やソフトテニスのクリニック、また、株式会社モンベルによる美郷中学校生徒を対象とした登山教室の開催経費を計上しております。その他、各種スポーツ教室やスポーツ大会開催関連経費を計上しているほか、各種スポーツ団体への活動支援の補助金等を計上しております。

166・167ページをお願いいたします。

令和6年度において、国民スポーツ大会東北ブロック大会の自転車競技、バドミントン競技が町施設を会場に行われるため、同大会負担金を計上しております。

2目保健体育施設費ですが、166ページから169ページまでとなります。総合体育館、各地区の体育館、野球場並びに武道館等の体育施設の管理運営に要する経費が主なもので、サン・スポーツランド千畑、屋内スポーツ館並びに宿泊交流館ワクアスの指定管理料も計上してございます。

168・169ページをお願いいたします。

ページ中ほどの除雪作業委託料ですが、令和5年度当初予算と比較して391万6,000円の減としております。この要因は雪不足による執行減ということもありますが、令和5年度まで各施設管理費として、それぞれ事業目に予算措置しておりましたが、予算の圧縮とともに効率的な執行をすることで事業目の組換えをし、社会体育施設を一括措置したことによるものです。

なお、さきの社会教育施設も同様に、令和6年度予算より一括措置することで、事業目の組換えをしております。

次に、令和6年度に実施する施設工事関連ですが、総合体育館空調設備改修工事、アリーナ照明LED化工事のほか、総合体育館駐車場区画線等設置工事、中央体育館非常警報設備更新工事、またサン・スポーツランド施設改修工事として、温水プールの点検口改修並びにパネルヒーター改修などを計上しております。

2目の説明は以上です。

○教育推進課長（佐々木寿人君） 3目学校給食費ですが、北並びに南学校給食センターの管理運営費を計上しております。

1日当たりの提供食数ですが、両給食センターを合わせて1,231食を見込んでおります。

170・171ページをお願いします。

上段、給食材料費ですが、学校給食の質、量を維持するため、物価高騰による食材費の上昇分に町一般財源を充て、予算を計上しております。12節設計管理委託料ですが、北給食センターの空調設備の第2期改修工事の設計管理業務や、南給食センターの空調設備改修に係る設計管理並びに実施設計の業務予算を計上しております。同じく12節下段、給食業務委託料については、学校給食の調理・配送業務に係る一般社団法人美郷町学校給食協会への委託料です。14節工事請負費ですが、北並びに南給食センターの空調設備の改修が主なものです。17節給食用備品ですが、北給食センターのフライヤーの更新などの予算を計上しております。

10款の説明は以上です。

○建設課長（高橋博和君） 172・173ページをお願いいたします。

11款災害復旧費ですが、1項1目農林水産業施設災害復旧費は農地について、2項1目公共土木施設災害復旧費は道路河川等について、それぞれ災害復旧や初動に必要な経費を計上しており

ます。

11款は以上です。

○企画財政課長（武田浩之君） 12款1項公債費ですが、1目は町債の通常償還の元金を計上しております。また、2目には町債償還金の利子分と歳計現金に不足が生じた際の繰替え運用に伴う利子分を計上しております。

13款1項基金費ですが、2行目のふるさと美郷子ども育成基金は、ふるさと納税寄附金の見込額と利子分を計上しております。そのほかの基金につきましては、利子分を計上しております。

174・175ページをお願いします。

14款予備費ですが、令和5年度と同額を計上しております。迅速かつ的確な災害対応や、町有施設等の円滑な運営と維持管理などに対応するため計上するものです。

議案第29号の説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第29号の説明が終わりました。

◎議案第30号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第2、議案第30号 令和6年度美郷町国民健康保険特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第30号につきまして、ご説明いたします。

予算書は185ページからとなります。

はじめに、概要を申し上げます。令和6年度の総額は21億7,927万円で、令和5年度と比較し、額にして4,075万8,000円、率にして1.8%の減となっております。

被保険者数は、令和6年度は令和5年度より約170人減少の3,680人を想定しております。

保険給付については、療養給付費が令和5年度当初予算に比べ0.1%の増、高額療養費も0.7%の増、総額で0.1%の増と見込んでおります。

県に納入する事業費納付金は、令和6年度分として4億9,802万8,000円で、令和5年度と比較し、額にして3,783万8,000円、率にして7.1%の減となっております。減額となった要因については、秋田県全体において被保険者数の減少に伴う保険給付費の減少が最大の要因であると考えます。

国民健康保険税ですが、普通交付金等公費の動向等を参酌し、令和5年度より750万円の減で計上しております。現在のところ、被保険者数、医療費、繰越金、所得及び収納率等不確定要素が

ございますので、本算定までの間に適正な税率を検討してまいります。

歳入からご説明いたしますので、194・195ページをお願いいたします。

1 款国民健康保険税は、県が示した標準保険料と事業費納付金の保険税分を基本に、医療費及び公費等の動向を参酌し、令和5年度と比較して、額にして750万円、率にして2.0%減額して計上しております。

2 款 1 項 1 目督促手数料は、令和5年度実績見込みを基に計上しております。

196ページ・197ページをお願いいたします。

3 款 1 項 1 目災害臨時特例補助金は、存置計上しております。

その下の出産育児一時金臨時補助金は廃目です。

4 款 1 項 1 目普通交付金は、保険給付費として支払う相当額を県が交付するもので、令和6年度保険給付費の見込みを基に計上しております。

2 目特別交付金は、保健事業等の取組状況及び実績等により県が交付するもので、令和5年度の実績見込みに基づき計上しております。

3 目福祉医療基盤強化補助金は、福祉医療費として支出したため国の療養給付費負担金及び調整交付金で減額措置された分に対する県の補助金で、減額措置相当分の2分の1を計上しております。

2 項 1 目財政安定化基金交付金は、災害や景気変動等の特殊事情により、国民健康保険会計に財源不足が生じた際に県の財政安定化基金から補助金が交付されることになっているため、存置計上しております。

5 款 1 項 1 目利子及び配当金ですが、基金の利子見込額を計上しております。

6 款 1 項 1 目一般会計繰入金は、一般会計から繰入れする分で、1 節、2 節の保険基盤安定繰入金は、保険者の財政基盤の安定を図るため、保険税軽減分、低所得者層割合に応じた支援分として繰入れするものです。

198ページ、199ページをお願いいたします。

3 節は未就学児の均等割保険税軽減分を繰入れするものです。4 節は職員給与費等に係る分、5 節は出産育児一時金等に係る繰入金でございます。6 節財政安定化支援事業繰入金は、低所得者や高齢被保険者が多いなど、被保険者の責めに帰すことができない事情による国保財政の負担増に対する繰入金でございます。7 節産前産後保険税繰入金は、産前産後期間の国民健康保険税の減額分を繰入れするものでございます。

7 款 1 項繰越金と8 款 1 項延滞金、加算金及び過料は、存置計上しております。

2 項預金利子は、令和 5 年度実績見込みを基に計上しております。

200・201ページをお願いいたします。

3 項 1 目一般及び 2 目退職被保険者等第三者納付金は、交通事故などにより保険会社等から支払われる分の受入れとして計上しております。

3 目一般及び 4 目退職被保険者等返納金は、医療費等の返納受入れとして計上しております。

5 目一般被保険者指定公費は、高齢受給者証発行者に係る一部負担金の差額の受入れとして存置計上しております。

歳入の説明は以上です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

202・203ページをお願いいたします。

1 款 1 項総務管理費は事務費、2 項徴税費は税の賦課徴収に関する経費でございます。3 項運営協議会費は国民健康保険事業の運営に関する協議会の経費でございます。

204・205ページをお願いいたします。

2 款 1 項療養諸費は、令和 5 年度実績見込みや医療費の動向を見通し、計上しております。

2 項高額療養費は、1 目と 3 目の一般被保険者分は実績を基に計上しております。2 目と 4 目の退職被保険者等に係る分は令和元年度で退職被保険者制度が終了し、遡及分のみとなりますので、存置計上しております。

206・207ページをお願いいたします。

3 項移送費は、存置計上しております。

4 項出産育児諸費は、10人分を計上しております。

5 項葬祭諸費は、50人を見込んで計上しております。

次の傷病手当金は廃項です。

3 款事業費納付金は県に納付するもので、県から示された額を計上しております。1 項は医療給付費分を、次のページ中段の 2 項は後期高齢者支援分、3 項は介護納付金分でございます。

4 款共同事業拠出金は、退職者医療に係る分を存置計上しております。

210ページ・211ページをお願いいたします。

5 款 1 項特定健康診査等事業費は、特定健診に係る費用を計上しております。若年時から生活習慣病を予防し健康意識の向上を図るため、対象を40歳以上の被保険者に加え、30歳と35歳の被保険者も対象としております。

2 項保健事業費は、人間ドックに係る検診委託料及び助成金が主なものでございます。

212・213ページをお願いいたします。

6款基金積立金は、基金から生ずる利子分を計上しております。

7款公債費は、存置計上しております。

8款1項1目一般及び2目退職被保険者等保険税還付金並びに4目一般被保険者還付加算金は、実績に基づき計上しております。

3目その他償還金は、療養給付費等負担金等の返還金として存置計上しております。

9款予備費は、100万円を計上しております。

歳出は以上です。

なお、本予算案につきましては、令和6年2月20日に開催しました美郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会において了承をいただいております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第30号の説明が終わりました。

◎議案第31号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第3、議案第31号 令和6年度美郷町下水道事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第31号につきまして、説明いたします。

はじめに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ2億4,124万9,000円とするものです。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明をいたします。

第3条は一時借入金の借入れの最高額を定めたものです。

第2表地方債について説明をいたします。

予算書221ページをお願いいたします。

流域下水道事業債は、流域下水道事業及び県南地区広域汚泥資源化事業の町負担金分として、資本費平準化債は、世代間の負担の公平化のための起債となります。記載のとおり、それぞれ限度額、起債の方法などを定めております。

続いて、歳入、226ページ・227ページをお願いします。

1款1項1目受益者負担金は、現年分として16件を見込んで計上し、滞納繰越分は、存置としております。

2款1項1目使用料は、従来の六郷地区に加え、飯詰地区の分を加算計上し、滞納繰越分は、

滞納分の40%分を計上しております。

2項1目指定店登録手数料ですが、更新分を計上し、督促手数料は存置としております。

3款一般会計繰入金は、事業債の償還及び一般管理のための財源として繰り入れるものです。

4款から次のページ、228・229ページの5款2項までの各項目は存置としております。

5款3項雑入は、検針メーターのスクラップ収入を計上しているほかは存置としております。

6款町債は先ほど地方債で説明したとおり、それぞれ借入を一定しております。

6款の下の国庫補助金は、飯詰地区の事業完了に伴い、廃款としております。

歳入は以上です。

続いて、歳出、230・231ページをお願いします。

1款1項1目の一般管理費は、職員人件費のほか、事務経費などを計上しております。うち12節委託料の電算処理委託料は、飯詰地区下水道接続に係る料金システム改修経費を計上しております。18節の下水道接続工事費補助金は、7件分を計上しております。令和4年度より補助率及び補助限度額を引き上げており、水環境の向上のために今後も加入促進に努めてまいります。22節過誤納還付金につきましては漏水等の減免に対応する予算、26節の消費税納付分については見込みにより額を計上しております。

2項1目の施設管理費ですが、232・233ページと併せて説明をいたします。処理施設の維持管理経費などを計上しております。主なものとして、各施設機器や真空ポンプ設備に係る保守点検業務のほか、既存ポンプの更新、公共樹の新設、飯詰地区新マンホール洗浄用の給水管設置費、流域下水道の維持管理費に係る負担金を計上しております。今年度は12節委託費におおむね5年ごとに見直しが求められている、事業経営戦略の改定及び企業会計化に向けて固定資産台帳の作成経費を計上しております。

3項1目下水道整備事業費では、流域下水道大曲処理区建設事業費及び県南地区広域汚泥資源化事業の町負担金を計上しております。

2款1項公債費は償還元金と償還金利子です。

3款1項予備費は200万円を計上しております。

歳出は以上です。

234ページから236ページに給与費明細書、237ページには地方債の現在高及び見込額に関する調書を記載しております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第31号の説明が終わりました。

◎議案第32号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第4、議案第32号 令和6年度美郷町農業集落排水事業特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第32号につきまして、説明をいたします。

はじめに、第1条歳入歳出の総額はそれぞれ1億7,269万8,000円とするものです。

第2条の地方債につきましては、後ほど説明をいたします。

第3条は一時借入金の借入れの最高額を定めたものです。

地方債について説明をいたします。

予算書243ページをお願いします。

第2表資本費平準化債は、世代間の負担の公平化のための起債でありまして、記載のとおり、限度額、起債の方法などを定めております。

続いて、歳入、248・249ページをお願いします。

1款1項1目分担金は、新規加入2件分を見込んで計上をしております。

2款1項1目使用料は、現年度分は従来の6地区から飯詰地区を除く5地区分を、滞納繰越し分は滞納分の18%分を計上しております。

2項1目督促手数料は存置としております。

3款1項1目1節一般会計繰入金は、事業債の償還の財源として繰り入れるものです。

4款及び次の250・251ページの5款2項までの各項目は、存置としております。

5款3項雑入は、検針メーターのスクラップ収入を計上のほかは、存置としております。

6款町債は、先ほど地方債で説明したとおり、借入れを予定しております。

歳入は以上です。

続いて、歳出、252・253ページをお願いします。

1款1項1目の一般管理費は、職員人件費のほか、事務経費などを計上しております。18節の下水道接続工事費補助金は、2件分を計上しております。令和4年度より補助率及び補助限度額を引き上げておりまして、水環境の向上のために今後も加入促進に努めてまいります。22節過誤納還付金は、漏水等の減免に対応する予算、26節の消費税納付分については、見込みにより額を計上しております。

2項1目の施設管理費ですが、254・255ページと併せて説明をいたします。処理施設の維持管

理経費などを計上しております。主なものとして、各施設機器やポンプ設備に係る保守点検業務のほか、公共柵の新設、マンホール補修経費、汚泥処理委託料などを計上しております。今年度は12節委託料に、おおむね5年ごとに見直しが求められている、事業経営戦略の改定及び企業会計化に向けて固定資産台帳の作成経費を計上しております。

2款1項公債費は償還元金と償還金利子です。

3款1項予備費は200万円を計上しております。

歳出は以上です。

256ページから258ページに給与費明細書、259ページには地方債の現在高及び見込みに関する調書を記載しております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第32号の説明が終わりました。

◎議案第33号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第5、議案第33号 令和6年度美郷町後期高齢者医療特別会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（高橋 勉君） 議案第33号につきまして、ご説明いたします。

261ページからとなります。

はじめに、概要を申し上げます。令和6年度の総額は2億5,562万8,000円で、令和5年度と比較いたしまして、額にして1,399万2,000円、率にして5.8%の増となっております。

被保険者数は、令和5年度より40人増の4,039人を想定しております。

秋田県後期高齢者医療広域連合納付金は、令和5年度と比較して5.8%増加しております。

では、歳入からご説明いたしますので、268・269ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料は、令和5年度に比べ、額にして605万6,000円、率にして3.7%を増額し計上しております。

2款1項1目督促手数料は存置計上でございます。

3款1項1目事務費繰入金は、保険料徴収に係る事務経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分として一般会計から繰り入れるものでございます。

4款繰越金は存置計上としております。

5款1項1目延滞金及び2目過料は、令和5年度実績見込みを基に計上しております。

2項1目保険料還付金及び2目還付加算金は、令和5年度実績見込みを基に計上しております。

270・271ページをお願いいたします。

3項預金利子及び4項雑入は、存置計上としております。

歳入の説明は以上です。

歳出につきまして、ご説明いたします。

272・273ページをお願いいたします。

1款総務費は、保険料徴収に係る事務経費で、納付書の印刷及び郵送料が主なものでございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、秋田県後期高齢者医療広域連合への納付金で、保険料及び保険基盤安定繰入金等の合算でございます。

3款1項1目保険料還付金は、令和5年度の保険料還付金及び還付加算金の実績見込みを基に計上しております。

4款予備費は1,000円を計上しております。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第33号の説明が終わりました。

◎議案第34号の上程、説明

○議長（森元淑雄君） 日程第6、議案第34号 令和6年度美郷町水道事業会計予算を上程いたします。

提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（高橋博和君） 議案第34号につきまして、説明いたします。

第2条業務の予定量については記載のとおりであります。それぞれ前年比で、給水戸数は昨年度同数、年間配水量は1万9,000立米の増、1日平均配水量は52立米の増とし、昨年度から1.4%と若干の増を見込んでおります。

主な建設改良事業は、令和5年度から工事を実施している、千畑中央地区水道の暁地域内における配水管の布設替え工事を予定しており、令和6年度で完成の予定です。また、畑屋地区水道の、塚地域内における配水管の布設替え工事に向けた実施設計を予定しております。

第3条収益的収入及び支出は、水道事業経営に係る経常収支で、水道料金収入とその収入を得るために必要な経費となります。内訳は後ほど説明をいたします。

続いて、第4条はこのページと、次のページの276ページと併せて説明をいたします。

資本的収入及び支出は、水道水の安定供給のための建設改良費や企業債の償還元金などとなります。こちらも内訳は後ほど説明をいたします。

なお、本文中の括弧内の起債は、資本的収入及び支出の差額に対して補填の充当を地方公営企業法に基づいて起債をするものです。

以下、第5条では企業債の限度額等を定め、第6条では一時借入金の限度額、第7条で議会の議決が必要な経費の種類、第8条は一般会計からの補助金額を記載しております。第9条にある棚卸資産とは検針メーターのことで、その購入限度額を定めております。

続いて、280ページをお願いいたします。

令和6年度予定キャッシュ・フロー計算書ですが、その事業年度のお金の流れを示すものです。一番下の行ですが、令和6年度において期末残高は3億6,590万5,728円を見込んでおります。

続いて、284ページをお願いいたします。

令和6年度予定貸借対照表ですが、水道事業の財政状況を明らかにするため、保有する資産、負債及び資本を総括的に表した表となっております。ここでは令和6年度末時点を示しており、予算どおりに執行していった場合にどのくらいの資産・負債があるかを表します。二重線のところ、資産合計は45億9,013万6,668円、負債合計は36億2,300万3,929円、資本合計は9億6,713万2,739円を見込んでおります。

続きまして、右側、285ページ、令和5年度予定損益計算書についてですが、こちらは消費税を含まない額となっております。これによりまして、令和5年度末の未処分利益剰余金は5,050万9,519円を予定しております。

続いて、次の286ページをお願いいたします。

令和5年度予定貸借対照表ですが、この表では令和5年度末時点を示しておりまして、どのくらいの資産・負債をもって予算対象年度をスタートするかを示すものです。資産合計は46億6,775万6,300円、負債合計は35億2,889万2,206円、資本合計は12億5,745万6,762円を見込んでおります。

次の287ページには、当会計における重要な会計方針を記載しております。

続きまして、次の288ページから291ページにかけてを説明いたします。

令和6年度の予算実施計画明細ですが、冒頭で説明の第3条の収益的収入及び支出の内訳となります。

収入の第1款事業収益3億9,243万7,000円のうち、第1項営業収益は水道料金、工事検査手数料などで、第2項営業外収益は主なものとして、第2目の他会計からの繰入金の一部、第4目は過去に補助事業により取得した施設や機器などについて、そのとき取得した資産の償却に応じた補助金分を戻し入れる額を計上しております。給水収益は昨年度から若干の減としておりますが、冒頭の年間配水量の若干の増と異なります。これは、使用水量の伸びなどで年間配水量を推計しておりますが、漏水による減免などもあるため、給水収益は低めに算出していることによるものです。

支出の第1款事業費用3億8,758万8,000円のうち、第1項営業費用は水を供給するための費用で、施設等の維持管理経費や人件費などでありまして、この人件費内訳は281ページから283ページの給与費明細書となります。

第2項の営業外費用は、企業債の利息分及び消費税となります。

続いて、292・293ページをお願いします。

冒頭で説明の第4条の資本的収入及び支出の内訳となります。

収入の第1款資本的収入2億3,207万5,000円のうち、企業債は建設改良に伴う借入れ、負担金は消火栓設置に係る一般会計からの負担金など、出資金は一般会計からの繰入金のうち、基準内の企業債元金分の2分の1相当額、補助金は国庫補助金であります。

支出の第1款資本的支出3億8,126万6,000円のうち、第1項建設改良費は冒頭で説明した改良工事等に係る費用や検針メーター購入費、第2項企業債償還金は償還元金であります。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄君） これで、議案第34号の説明が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（森元淑雄君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

3月6日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午後2時06分）